

| 第6章 |

日雇健保擬適廃止、 土建国保設立し新たな発展へ

1970年代・「第2の試練」と石油ショック

1970年代は東京土建にとって、激動と試練の時期になりました。1970（昭和45）年8月、70年安保闘争の余韻が残るなか、日雇健保の擬制適用廃止によって東京土建は組合員の35%を失う「第2の試練」のなかで、70年代のスタートを切ります。

日雇健保擬適廃止による大打撃、埼玉、千葉、神奈川の3土建の独立から、組織の回復の見通しがようやく明るいものになった1974（昭和49）年には、「石油ショック」が襲いかかりました。日本経済は、不況とインフレの同時進行で、高度経済成長が終わりを告げ、仲間の仕事とくらしが危機にさらされました。

東京土建は、石油ショック後顕著になった住宅建設への大手資本の進出や政府の工業化住宅促進政策のもとで、新たな運動領域拡大への模索と実践、日雇健保擬適による組織激減からの回復の両面で、長く苦しい局面を経過しなければなりませんでした。

1. 70年安保闘争と政治革新——革新自治体の相次ぐ誕生

1970年代の初頭の最大の政治課題は、「安保と沖縄」でした。1970（昭和45）年6月23日に、日米安保条約の固定期限は終了し、その翌日以降は日米両国政府のいずれか一方が終了通告を行えば、その1年後に条約は廃棄されることになっていました。

佐藤栄作政権は、日米安保条約の固定期限終了を前に、沖縄の核密約による核つき自由使用と安保条約の自動延長・長期継続をめざしていました。日米安保条約に反対する民主勢力の側は、60年安保のような広範な国民各層を結集した統一戦線を結成して運動を展開し、その基礎の上に安保条約の終了通告を行なう政府を樹立することが目標になりました。

東京土建は、1970年の第23回大会で「国民の多数を結集する統一戦線をつくりあげ、安保条約を廃棄できる統一戦線政府をつくらなければならない」と「70年安保」にのぞむ態度を明らかにしました。

1969（昭和44）年になると、安保破棄と沖縄の即時無条件全面返還を求める本土と沖縄のたたかいが、たがいに呼応しながら大きな高揚をみせました。60年安保共闘の活動停止らいり一日共闘にとどまっていた民主勢力の共同行動は、沖縄の祖国復帰協という統一戦線に結集した果敢なたたかいに励まされ、4・28沖縄デー、10・21国際反戦デーなどで、社会党、共産党、総評、中立労連などの政党、労組、民主団体が実行委員会を結成し、統一行動を主催しました。

しかし、1970年を前に持続的で恒常的な共闘組織の結成に至らなかったのは、「ヘルメットとゲバ棒」で武装し、投石や火炎瓶で機動隊と衝突を繰り返す全共闘や反戦青年委員会などへの対応の違いにありました。東京土建は、「共闘の問題は、要求、行動の一致が基本であるが、実質上挑発分子に握られ民主勢力を攻撃し、その行動を妨害する団体とは共闘できない」との態度を明確にしました。

安保条約の固定期限が切れる1970年6月23日、代々木公園を会場に統一実行委員会主催の「安保条約廃棄」をかかげた6・23全国統一集会在開かれ、22万人の参加者が会場を埋め尽くしました。この日、全国25府県300カ所で同様の統一集会在持たれ、参加者は200万人と、60年安保以来の規模の集会となりました。

1970年に入ると日本の高度経済成長は、国際収支の黒字化拡大と物価の異常な暴騰、社会資本・国内福祉の立ち遅れ、東京をはじめ大都市圏への産業と人口の異常な集中と日本農業の先行きが危ぶまれる過疎と過密化現象、万葉秀歌で名高い静岡県田子の浦のヘドロや東京都の光化学スモッグの発生などみられる公害多発など、ひずみ・矛盾が誰の目にも明らかになりました。

こうした生活のひずみに対する国民の怒りは、地方選挙に如実に現れ京都、東京に次いで70年代に入ると人口の半数に迫る勢いで、大阪、沖縄、埼玉、岡山、滋賀、香川、神奈川などの府県、横浜、川崎市や東京23区や多摩の各市（調布、武蔵野、田無、町田、国分寺、立川、日野、保谷）などに社会党、共産党を与党とする革新自治体が数多く誕生し、1970年代後半まで増え続け政治革新への期待が高まりました。

2. 高度経済成長破たん——不況とインフレが同時進行

1972（昭和47）年7月、7年余の長期政権を維持した佐藤栄作政権に代わって、田中角栄政権が誕生しました。田中政権は就任早々、持ち前の「決断と実行」を発揮し、自ら訪中して長年の懸案だった日中国交回復を実現させ、戦後最高の内閣支持率（朝日8月・62%）を記録し、「角栄ブーム」を巻き起こしました。

田中政権は、高支持率を背景に「日本列島改造論」（「日本列島を高速道路・新幹線・本州四国連絡橋などの高速交通網で結び、地方の工業化を促進し、過疎と過密の問題と公害の問題を同時に解決する」とした公約）を推進し、土地ブームを過熱させ、「狂乱物価」といわれる猛烈なインフレと物価の急上昇、建築資材の高騰をもたらしました。

世界経済は、1971（昭和46）年8月のドル・ショック（8月15日・ニクソン米大統領によるドル＝金交換停止を含む新経済政策の発表。日本は1ドル＝360円を守るために、ドルを買い支えて約46億ドルを抱え込み、急激なインフレ・狂乱物価と財政危機の発端になる）、1973（昭和48）年10月の石油ショック（イスラエルとエジプト、シリアなどの中東アラブ諸国との間で行なわれた第4次中東戦争を契機にアラブ産油国が原油減産で、原油価格が暴騰したため生じた供給不足）という危機を迎えます。

石油ショックでは、アラブ石油輸出国機構（OPEC）が石油の生産制限と輸出削減を行ない、中東戦争開戦3カ月後の1974（昭和49）年1月には、原油価格が3.6倍にはね上がりました。日本は、エネルギー消費量が世界第2位で原油依存度が高く、しかも

99.7%を輸入に頼っていました。日本経済は、加工貿易型の産業構造をもっていたため、深刻な影響を受け、高度経済成長政策の修正が迫られました。

1974（昭和49）年は、戦後初の実質経済成長率がマイナス0.2%を記録、戦後初の本格的経済恐慌といわれ、高度経済成長は終わりを告げました。同年、消費者物価が24.5%、6大都市の住宅地が42.5%（1973）年、卸売物価が31.3%も急騰するインフレが再来する「狂乱物価」も引き起こしました。日本経済は、不況とインフレの同時進行、いわゆるスタグフレーションに陥ります。

インフレの原因は、海外からの食料品をはじめとする輸入品の値上がりもありましたが、それを加速させたのは、国内企業の行動でした。ドル・ショック時のドルの流入によって過剰資金を抱えた大手商社などの企業は、「列島改造論」にあおられ土地投機、商品投機に手を伸ばし、値上がり待ちの在庫を積み増し、「買占め」「売り惜しみ」「便乗値上げ」に走りました。その結果、建設資材不足・高騰とともに、国民の間での生活必需品（米、大豆、砂糖、塩、羊毛、ガーゼ、灯油、洗剤、トイレットペーパーなど）の「モノ不足」パニックなどで、国民生活の不安と経済の混乱は大企業に対する不信を強めました。

3. 石油ショックで住宅建設激減——大手資本が住宅産業へ参入

石油ショック後新設住宅着工戸数は、1973（昭和48）年の190.5万戸から1974（昭和49）年131.6万戸（対前年比69.1%・東京は20.7万戸が11.7万戸に同56.0%）に大幅に落ち込みます。

石油ショックで激減した住宅建設は、政府の不況対策の一環として住宅建設への公的融資拡大もあって、この年を底に徐々に回復傾向を見せてきました。一方、石油ショック前から目立ってきた大手建設業、プレハブメーカー、私鉄資本、不動産業者、材木業者など大手、他産業からの住宅産業への本格的参入の動きは、不況下でむしろ顕著になり加速されてきます。

新規参入資本は、従来の注文者と生産者の話し合いによる一品注文生産制の「住宅」でなく、住宅を求める多くの注文者を消費者とみなし、そこに住宅を供給、販売する「商品」と考え、その大量供給の市場として進出しはじめます。「商品」としての住宅は、手作り生産から、大量生産に適したプレハブ住宅、ツーバイフォー工法住宅など、政府の後押しで工業化住宅が大量に市場に投入されるようになりました。

こうした情勢のもとで生活防衛、仕事確保、職域防衛の新たなたたかいが求められるようになりまし。たたかいは、建設資材確保のための対商社・メーカーとのたたかいは、公的融資の確保と民主化、融資手続きの簡素化、公共住宅建設・工事への参画などを求める対自治体闘争など、新しい闘争と運動の領域を広げることが求められました。

4. 高度成長と国民春闘の終焉——民間単産主導の管理春闘に

70年代に入って春闘は、物価や公害、税金、年金など国民生活にかかわる要求を積極的に取り上げる新たな方向を模索しはじめます。1973（昭和48）年は、「福祉元年」（田中角栄首相）と呼ばれ、春闘では四大重点課題（大幅賃上げ、労働時間短縮、年金改善、労働基本権確立）をかかげ「国民春闘」として四団体共闘（総評、同盟、中立労連、新産別）が始まります。

「物価メーデー」、「年金メーデー」、4・17年金スト、4・24スト権スト、4・27交通ゼネストなどを頂点とする空前の盛り上がりのなかで、労働基本権問題での前進、年金スライド制の導入、老人医療の無料化、児童手当の創設、健保等改正（健康保険家族給付率7割）、労災保険の改正（通勤災害適用）などを実現しました。石油ショックと狂乱物価を背に展開された74春闘は、交通ゼネスト中心に春闘史上最大の統一ストを決行、戦後最高の賃上げ（32.9%）を獲得します。

米国の貿易・資本の自由化、円切り上げ圧力のもとで、経済調整をすすめる経営側は危機感を強め、日経連のなかに「大幅賃上げ行方研究委員会」をおき、生産性原理基準（物価高騰防止のため賃金上昇率を労働生産性の伸び率の枠内にとどめること）を打ち出し、賃金抑制へ足並みを揃える春闘の管理化を強めていくようになります。

春闘が定着・発展した1961（昭和36）年から1975（昭和50）年までの15年間は、1963（昭和38）年を除いて2ケタの大幅賃上げを記録してきました。しかし、経営側は1975（昭和50）年を最後に、賃上げを1ケタ代に抑え込み、その後緩やかな低下が続きました。75春闘は、鉄鋼労連が「賃金自粛論」を展開、金属労協J C 4単産（電機労連・造船総連・全国自動車・全機金）が獲得した15%前後を全体に波及して、賃上げ水準は日経連の賃上げガイドポスト（75年は15%以下、76年は1ケタ）内に収まる13.1%に終わり、「春闘は終焉（しゅうえん・生命が終わること）」（太田薫元総評議長）します。

1975（昭和50）年のスト権スト（スト権奪還のため、公労協・地公労3単産が行なった8日間のストで何ら成果がなく終結）と78春闘（官民総がかりのストを展開し長期化するが、賃上げ民間9,218円で5ケタを切り、5.89%に終わる）の敗北を契機に、労働運動の民間主導が決定され、民間先行の右寄りの労働戦線統一が一気に表面化していきます。

第二次石油ショック（1979年・イラン革命に伴って産油量が減り、原油価格が急騰した事件）で低成長時代に入ると、経営側は「雇用か賃上げか」の選択を迫るようになり、労組側も経済整合性を重視する方向にすすみ、「管理春闘」の時代になりました。

5. 日雇健保改悪反対の攻防（1970年）——修正案拒否し廃案

（1）正念場の日雇健保——全建総連中執「廃案」か「修正」かの激論

1970（昭和45）年1月政府は、前国会で廃案になった日雇健保改悪法案を再び第63国会に上程する方針を決めました。前年12月の総選挙で自民党は、無所属含めて300議席を確保したことから悲観的な空気も流れ、これまでのように大衆闘争でたたかうことに

ついて非常に厳しく困難だとする意見も出されます。

日雇健保改悪案の審議入りは、予算審議が終わった4月上旬からとみられ、全建総連は3重点要求（①擬制適用の拡大、既得権の確保、法制化、②国庫負担増額、保険料の大幅値上げ反対、③療養期間を転帰まで）を掲げてたたかうことを決定します。

東京土建は、日雇健保闘争の先頭に立ってきた伝統の上に、再び2万人集会を行なうことを決め、3・27都庁前集会（5割動員・3会場・1万5千人）を成功させ、総決起の先陣を切ります。全建総連もこの日を全国統一行動日として、はがき陳情、署名活動を開始し、4・15日雇健保・建設諸法改悪反対集会（清水谷公園・3,400人）、厚生省構内集会と交渉に全力をあげます。審議開始は、当初予定を大きく狂わせて5月の連休明けにずれこみました。

4月21、22日に開かれた全建総連中央執行委員会は、「3重点要求を認めない限り、廃案をめざしてたたかう」とする東京土建などの意見と、「改善を内容とする修正に応ずる構えでたたかう」とする意見に分かれました。結論は、「廃案か修正か、条件は五分五分だが、いずれもその可能性はある」「いまはどちらともいえない」として、保留になります。

全建総連は中央執行委員会後、社会党、総評と協議を行ないましたが、相手側から、廃案か要求を少しでもとるか、全建総連の明確な態度決定が求められました。

全建総連は4月27日、態度を決定するために緊急中央執行委員会を開きましたが、ここでも意見は平行線をたどったままでした。国会行動を強化し、各党に3重点要求の実現を要請するなかで、要求がどの程度反映するか結果を見て判断することとしました。

翌28日自民党の斉藤邦吉議員（後の厚相）は、社会党の田辺誠議員（後の国対委員長、委員長）に話し合いを申し入れました。後に示された修正案は、①擬制適用の法制化、②療養期間は3年半に延長、③保険料は4ランクを新設し値上げ、というものでした。

（2）国会最終盤—最終修正案が示され、廃案求めてたたかい参院で廃案

5月7日に開かれた全建総連緊急中央執行委員会は、東京土建は修正案に「保険料は値上げ、擬制適用の法制化は内容が示されていない、これに期待をかけるのは危険」と反対しました。しかし、永い間の念願であった擬制適用の法制化が浮かび上がってきたことから地方の期待は高まり、「積極的に話し合いをすすめる」ことを、賛成多数で決定します。

国会が大詰めを迎えるなか、斉藤・田辺会談は繰り返されました。国会採決の直前の5月12日に示された最終修正案は、事前に知らされた内容とは大きく異なり、①擬制適用の法制化は尊重するが、対象は一人親方に限定、②擬制適用の加入時期は年2回（6月と12月）、その効力は2年間に限定、③20日以上長期療養者は擬制適用から排除、④保険料は値上げ、というものでした。

国会に詰めていた全建総連傘下の地方の組合代表も一様に、「こんな内容ではとてもクニに帰れない」「廃案やむなし」の意見に傾きました。日雇健保共闘も「この修正案では廃案やむなし」と、廃案を求めてたたかいぬくことを決定します。

5月12日衆議院は通過しましたが、国会最終日の13日参院議員面会所の外まであふれる日雇健保改悪に反対する東京土建、全建総連、日雇健保共闘の仲間の人波のなかで、

参議院で廃案になりました。

(3) 日雇健保改悪阻止、擬適は廃止—廃止撤回闘争から国保設立に転換決断

政府と自民党（佐藤栄作総裁・田中角栄幹事長）は日雇健保改悪案を廃止に追い込んだ報復措置として、その日のうちに擬制適用を廃止する暴挙に出ました。この擬制適用には、建設労働者・職人、山林、農村労働者など日雇労働者41万人、家族含めれば104万人が加入していました。日雇労働者の生命と健康を守るただ一つの「とりで」を厚生省は、ただ一片の通達で廃止を強行し取り上げました。

この報を聞き、東京土建や全建総連の仲間は怒りを燃やして、直ちに「擬制適用廃止撤回闘争」に立ち上がりました。各支部は一斉に区市役所・社会保険事務所前役所前座り込み（24支部）、厚生大臣・厚生省へ抗議電報、地元国会議員工作（自民党重点）、日雇健保共闘で5・18擬制適用廃止反対決起集会（日比谷野外音楽堂5千人）、6・9全建総連厚生省前座り込みと抗議集会（日比谷野外音楽堂）に1万5千人、日雇健保共闘・総評・中立労連・社保協で決起集会（厚生省構内）などたたかいを短期間で発展させました。

このたたかいは、マスコミ（NETテレビ・桂小金治のアフタヌーンショー「風邪をひかれぬ職人衆」に主婦30人が出演）も取り上げ、閣僚のなかにもこの不当な措置に異論、野党（社会、公明、民社）が擬制適用廃止問題を中心とする臨時国会召集を要求するなど、政治問題化させる変化を作り出しました。

厚生省はこうしたたたかいに動揺しながら、一方ではたたかいの切り崩しに力をそいできました。5月29日、「国保組合の新設は認めない」方針を変えて、「業種別の国保組合の新設を特例として認める」要綱を発表。自民党と関係の深い日本鳶工業連合会（会長・川島正次郎自民党副総裁）の国保組合を設立させました。30数万におよぶ擬制適用対象者には、5月31日をもって擬制適用廃止通知（7月以降は日雇健保が使えなくなる）を送るなど、かつてない強硬手段を使いながら、ゆさぶりをかけてきました。

全建総連は拡大中央執行委員会（6月19-20日）で、たたかいの長期化と組合員の動揺の広がりを考慮にいれ、廃止撤回闘争を継続した場合、全建総連の分裂や四分五裂になる事態は避けられないと判断、統一と団結を維持するため「職域国保組合設立やむなし」に方針転換します。

東京土建は、燃え上がるような熱気にあふれた第23回大会（6月24-25日）で全建総連方針に強い反対意見も出される激論、質疑、討論、総括がなされ、「私たちが一步後退したのは、味方の犠牲を少なくして再び態勢を立て直して敵とたたかうためである」「東京土建国民健康保険組合を設立」とする戦術転換を決断して了承しました。

6. 日雇擬適廃止で「第2の試練」に—土建国保設立、総合共済発足

(1) 日雇健保擬適廃止—組合員の35%失う、日雇健保と要求活動の重要性学ぶ

東京土建は、第23回大会後の執行委員会（7月10日）で、東京土建国保を8月1日実施めざし設立することを決めました。そして、①土建国保の方が有利と思われる所得の高い層は、土建国保への加入をすすめる、②その他の組合員については公営国保に加入

する、③日雇健保保険料相当額で1日2千円の傷病見舞金を柱とする大型共済を発足させる、という方針で運動をすすめることにしました。

1954年以来17年間続いた擬制適用の廃止は、東京土建に大きな打撃となりました。組合員は、6月・38,238人から9月・25,411人へと激減し、組合員の35%が組合を去りました。まさに、メーデー事件以来の組織的打撃でした。

このことは、「先人たちが文字通り血と汗でつくりあげてきた日雇健保が建設労働者にとっても、また東京土建にとってもいかに大切なものであったかということを示すものでもあった」「同時に、……一挙に35%もの組合員が失われたことは、労働組合のあり方としては問題をもつものであった。要求と運動の側面からいえば、組合員がもっている多面的な要求を取り上げて活動することの重要性を、東京土建はこの経験から学ぶことになった」（東京土建40年史）。

また、特に組合員の減少傾向の大きいところは、群、分会の確立していないところでした。組織の再編成が組合員の減少を食い止めるうえで一定の役割を果たしたことは明らかであり、一貫して追求してきた組織強化の方向が、この試練によっても検証され、また豊富化される契機となりました。

(2) 土建国保設立(1970年)―7割の組合員加入、10割給付の必要性明白

東京土建国保組合は1970(昭和45)年8月1日、設立されました。当初、東京土建として一本の国保組合を作る予定でした。厚生省国民健康保険課は、1都3県にわたる組合は設立条件(3千人以上は単県で、それ以下は全国一本)に不適であると難色を示したため、都内支部は東京土建国保、埼玉県内支部は埼玉土建国保を設立、千葉は中央建設国保、神奈川は県連の国保組合に加入することになりました。

東京土建は、「都連で一つの組合」を主張しましたが、他の組合が「東京土建は実務能力の点で疑問だ」と難色を示し、結局都連関係では東京土建と東京建設業の二つの国保組合が設立されました。厚生省が国保組合の新設を認める要綱が発表してから2カ月、東京土建が国保組合の設立を決定してからわずか1カ月足らずの準備期間で、「超人的な努力」で設立が成し遂げられました。

主な内容は、保険料は扶養家族のいるもの1カ月2,100円、単身者1,600円、給付は本人10割、家族7割、療養期間は病気が治るまで、傷病手当は1日330円で22日間まで、などでした。

土建国保は準備段階で、3,000人程度の加入を見込んでいましたが、日雇健保と比べて保険料は約5倍になったにもかかわらず、1万5,023人(組合員比73%)の組合員が加入しました。このことは、10割給付が組合員にとっていかに大切か、その必要性をあらためて明白にしました。

(3) 組合共済発足―傷病見舞金を軸に仲間の助け合いで統一と団結守る

土建国保の設立とともに、東京土建の組織的結束を固め、日雇健保に代わるなんらかの内部的保障の必要から、土建国保設立と同時に、1日2,000円の傷病見舞金を軸とした総合共済制度を発足させました。「本来ケガや病気で働けない時には、国家と資本家の負担による社会保障制度で保障すべき」(第24回大会・1971年)です。

この制度は、日雇健保擬適廃止後の情勢のもとで、不十分な社会保障制度を補完する、仲間の生活を守る相互扶助制度で、公営国保に移った仲間を含めた組合の統一と団結を守るためのものでした。

総合共済制度は、組合員の生活を支えると同時に、休業の事実を組織で確認して助け合う仕組みのため、必然的に「群確立」と組織拡大に大きな役割を果たしました。

7. 建設業法改悪（1971年）——業者登録・資格取得に方針転換

(1) 建築基準法改悪、電気工事業—住宅の高層化や零細業者締め出し狙う

建設業法改悪案、建築基準法改悪案、電気工事業法案は、第63回国会（1970年・昭和45）年に再び上程されました。

建築基準法改悪案（①知事と市町村長の権限強化、②建築監視員制度、③違反建築の取り締まり強化、④建ぺい率の緩和（高層建築の容認）、⑤私道基準強化）は、大資本が要求する住宅の高層化を保障する役割を持つもので、政府がマスコミを使って違反建築問題を大々的に宣伝、「改正」案の正当性を世論化する攻撃に有効な反撃ができず、政府原案より罰則・取締りをさらに強化して成立させられました。

電気工事業法は、当初電気工事士3人を雇用しない限り登録をとれないもので、建設業法改悪と同様零細業者をつぶす狙いを持った悪法でした。しかし、私たちの院内外でのたたかいで、何度も廃案に追い込みましたが、第63国会で一人親方でも登録がとれる内容に修正して成立しました。

(2) 建設業法改悪—許可基準緩和、修正、付帯決議付けさせる

建設省や建設業界は、建設業法改悪案が不良業者を締め出し下請保護のための改正とするキャンペーンを展開しました。しかし、その真の狙いは、資本自由化を控えて職別許可制による営業制限（登録業者でなければ請負ができない、1件200万円以上の工事は許可業者でなければならない）で、零細業者や親方の営業権を奪い、建設産業を大手、中堅業者に再編することにあります。

建設業法改悪反対のたたかいは、日雇健保改悪反対のたたかいと結合して激しくたたかわれました。1970（昭和45）年3・27都庁前大集会、4・15全建総連中央総決起集会を頂点とするたたかいで、同法案の廃案の可能性は強まりました。建設省や自民党は、必死になっての巻き返しをはかり、当初の全面登録制を取り下げ、さらに許可基準（常時5人以上の従業員と3人以上の技術者、資本金は200万円以上、4年以上の営業経歴と過去2年間に2,000万円以上の工事实績等）を大幅にゆるめ、修正（賃金不払いを行なった業者について、「勧告」から「営業停止を含む行政処分を行なうことができる」と罰則強化）と付帯決議（建築一式工事について300万円以下の工事又は木造100平方メートル未満の工事は許可を必要としない）を付けて同法を通過させることで与野党が合意しました。

同法案は、衆院本会議で可決、参院では継続審議となりましたが、与野党の合意により1971（昭和46）年4月第65回国会で成立しました。全建総連の強い要望で、付帯決議の100平方メートル未満の木造住宅工事は、150平方メートル未満に手直しされました。

(3) 建設業法成立後—業者登録・資格取得と拡大運動結びつける方針に転換

日雇健保擬適廃止の打撃が冷めやらない1970年10月東京土建は、中央執行委員会で建設業法改悪の成立が確実視されるなか、法案成立後に予想される零細業者を締め出す政策に反対し、私たちの生活と権利を守る反合理化闘争（大勢の仲間が資格を取ることが有利であり、組合の団結力を高め、将来の許可基準の引き上げなど法律の締め付けを阻止し、建設業法の改善をはかる力をつけていく）の一環と位置づけ、業者登録をとりくむ方針に転換しました。また、土木施工管理技術検定実施にともなう2級土木施工管理技士、労働安全衛生法制定にともなう作業主任者の資格についても同様の観点から、業者登録・資格取得運動と組織拡大運動を結びつけていくことにしました。

この問題は、直接仕事と生活にかかわる問題だけに非常に関心が高く、341カ所の説明会に9,218人が参加、うち1,218人が未加入者で、652人が組合に加入しました。1972（昭和47）年、1973（昭和48）年の作業主任者は、説明会には170回1万3千人（未加入者5千人）が参加、講習会141会場1万9,757人が受講、約3,500人（1972年）の未加入者が加入しました。

日雇健保擬適廃止後の停滞を打ち破って、前進する重要なきっかけとなる経験が積まれました。

8. 日本一の土建国保へ—国と都の補助制度確立へ全力

(1) 土建国保の健全発展へ—国保組合の明確化と補助金闘争の方向性確認

東京土建国保設立当初は、東京土建内部にも「保険料が主の自前の健保は社会保障とはいえない」とする否定的な意見や、みずからが運営主体となって、未経験の国保組合を維持、運営していくのに、必要な実務能力や経験をもった人材も乏しく、大きな不安や困難がつきまといました。

東京土建第24回大会（1971年）は、今後運動をすすめるうえで、労働組合と国保組合の関係の基本的な点と位置づけを整理し、次のように定式化しました。

①国保組合は別人格の法人であり、自主的に運営しなければならない。組合員と家族を守るために必要であり、組合員の強い要求でもある。組織を守り拡大の武器として活用する点では、日雇健保と本質的に何らかわるところがない。

②本人10割、家族7割の療養給付は、他の国保にない最高の給付率であり、この給付率を守っていくことは、医療保険の改悪を狙う政府、自民党にとって大きな打撃となり、社会保障全体の水準を守り、さらに高めることになる。

③労働組合の書記は、労働運動をすすめるのにふさわしいかどうか、土建国保の職員は、国保事業をすすめるうえで経験、能力が適しているかどうか、で採用を決める。したがって、職員の意識・労働条件について異なった配慮と指導が必要である。

また、土建国保の財政安定のためにも、法律上2割5分と決められている定率補助の国庫負担率の引き上げ、調整交付金（補助金）と事務費補助金の増額、東京都の補助金新設—などを要求していく方向性が確認されました。

(2) 補助金獲得闘争開始(1971年) — 1年ぶりに総決起大会(日比谷野音)

土建国保は1970(昭和45)年、保険料2,100円(単身者1,600円)で出発しましたが、補助金が少ないため毎年引き上げ(71年・組合員2,000円・家族400円、72年・組合員2,200円・家族600円)を余儀なくされました。加入者は、保険料が高くなることから公営に移る仲間もいて、2年連続国保加入者が減少(設立時・1万5,023人・73%、71年・1万4,660人・69%、72年・1万4,019人・65%)しました。

全建総連と東京土建は国保組合設立直後から、補助金獲得に動きまわりました。1970(昭和45)年12月、中央総決起集会は、全建総連傘下の多くの組合は擬適廃止の打撃から立ち直ってなく、会場(社会文化会館)を満杯に埋めることができず、36都道府県535人(東京土建170人)の参加にとどまります。しかし、国保組合に対する臨時調整交付金は、大蔵省原案の5億円を9億円に増額させる成果をあげることができました。東京都に対しても、事務費の増額とともに、全国に先駆けて医療費の補助金として8,500万円を予算化させることができました。これは、金額は少ないながら、後に特別区国保と同額の補助金を獲得する第1歩となりました。

国保組合への補助金要求のたたかいが大衆行動として本格化する皮切りとなったのが1971(昭和46)年7月27日の全建総連中央総決起大会(日比谷野外音楽堂)です。この日、1年有余ぶりに万感の思いを胸に、全国から6千人の仲間が一堂に会し、再会を喜び、健闘をたたえ、そしていたわりあう、擬適廃止後の停滞を打ち破って新たな前進を開始する画期的な集会となりました。この後、毎年7月に補助金獲得を中心とする予算要求の大衆行動の重要な結節点として定着していきました。

(3) 特別区並みの都費補助獲得(1974年) — 波状的で10時間の民生局交渉

1971(昭和46)年新設された都費補助について東京土建は、東京都に対して、「国保組合への補助金は1人あたりの金額では、特別区国保への6分の1でしかない」ことを指摘、当局に「3年計画で公営国保との差を縮めていきたい」という回答を引き出し、72年度予算では前年比3倍増を実現させます。

1972(昭和47)年7月19日の全建総連中央総決起大会の午前中に行なわれた東京都連の都庁前集会は大きな盛り上がりを示し、73年度予算要求は、「特別区並みの補助実現」への決意を込めた集会となります。この集会を皮切りに東京都連は、8月11日から9月まで6回の要求行動、各局予算の山場となる10月17日に150人で大衆交渉を持ちました。都側から納得のいく回答が得られず、引き続き10月26日に130人で午前10時から午後7時過ぎまで約10時間におよぶ民生局長交渉を行ないました。

波状的で粘りに粘った長い交渉の結果、民生局長から3回目の回答があり、「73年度は調整補助金4億円(2倍)、74年度から特別区と同額補助となるよう検討する」との約束をひきだしました。局



都庁廊下に座り込む主婦(1972年)



石黒義雄さん(1979年に委員長に)

長室に入れなかった組合員や主婦の仲間は最後まで廊下に入り込み、交渉団を励まし見守りました。

民生局長は後日、石黒義雄副委員長（のちに委員長、当時土建国保理事長）と国保審査会で会ったとき、「石黒さんの話（石工として日本銀行や国会議事堂など世界的に有名な石造建造物を作ってきたけど、社会的処遇もなく恵まれなかった職人の生活を切々と涙ながらに訴えたこと）に心を動かされました。交渉の相談のため廊下に出て、主婦の皆さんの姿を目にしたとき（新聞紙にくるんで持ってきたおにぎりを分け合っている姿）、皆さんの要求の切実さをしみじみ感じました」と話してくれました。

東京土建は補助金獲得のたたかいをすすめる東京都との交渉の結果1974（昭和49）年から「新設国保は特別区と同額、既設国保は7割、富裕組合はなし」と特別区並みの都費補助制度を獲得しました。

（4）国庫補助4割法制化要求（1973年）—野党全員、与党議員3分の2賛同

国保組合の財政的、制度的安定を実現するための中心的要求の一つは、発足当時2割5分と法律上定められていた国庫負担率を引き上げることでした。

全建総連は、とりあえず定率を3割5分まで引き上げることを統一要求に掲げ、その後医療情勢の深刻化に伴って、定率4割へと要求を引き上げ、1972（昭和47）年の7・27中央総決起大会から本格的な大衆行動を展開するようになります。

1973（昭和48）年には新設の建設国保のなかで、奈良、福岡の国保組合が財政事情の悪化から経営困難に陥り解散。政府・自民党の肝いりで作られた全国建設国保（日鳶）も大幅な赤字を抱え、銀行の融資でかろうじて経営を維持。全国的には、「今年何とかやれても来年が勝負」という事態に追い込まれていました。

全建総連は、全国建設、全国板金、全国左官・タイル、東京職能など全建総連関係以外の建設国保に呼びかけ建設国保懇談会を開きました。懇談会は、「建設国保に対する国庫補助を、公営国保並みの4割、調整補助を5分に引き上げるために、特別立法でその実現をはかる」という方針を確認し、これらの組合と足並みをそろえてたたかうことにしました。全建総連は、野党各党に特別立法に対する申し入れ、地元選出議員工作、全建総連中央総決起大会、中央行動、東京都連初の日比谷集会と都庁前集会、大蔵、厚生省交渉、請願署名活動、厚労省前座り込みなどを旺盛に展開しました。

1973年5月、社会党が「国保組合の定率を四割、調整分五分」に引き上げる「国保法の一部改正案」をまとめ、各党に申し入れを行ないます。これを受けて全建総連は各議員への請願署名工作に入りました。請願署名は、全野党議員（207人）が署名、自民党は、署名拒否の態度をとっていましたが、地元代表の工作によって61人、全国建設、左官、板金などの組合も133人の署名を集め、全建総連の分と合わせると与党の3分の2の議員が署名しました。

(5) 4割法制化かちとる(1977年) — 「最低の保険料、最高の給付」実現

保険料と傷病手当金(77年度)

区分	保険料	傷病手当金
第1種(事業主)	3,900円	3,300円
第2種(一人親方)	3,400円	2,900円
第3種(職人)	2,900円	2,500円
第4種(20歳未満)	2,400円	2,000円

※76年度保険料2,800円、手当1,500円

国会では、73年9月14日に衆院社会労働委員会で「国保組合に対する助成の強化に対する」特別決議、74年6月3日同委員会で二度目の特別決議、75年5月に衆参両院で「財政基盤の脆弱な組合に配慮して早期改善をはかる」三度目の付帯決議が採択されました。

この特別決議をテコに、補助金増額のたたかいがすすめられ臨時調整交付金は、毎年増額(72年・23億円→73年・43億円→74年・70億円→75年・110億円→76年・140億円→77年・170億円→78年・203億円)させることに成功し、「たたかいが発展するにつれ補助金が増えてきた、たたかえば情勢を変えられる」という確信を仲間に加え、組織に新たな活気をよみがえらせるものになりました。

1977(昭和52)年12月9日、こうした日雇健保擬適廃止、国保組合設立以来の7年越しの運動が実を結び、「針の穴にラクダを通す」といわれた、「国保組合の国庫補助を40%まで増額できる」(国保法改正案)が可決成立、国庫補助定率4割の法制化をかちとりました。

その結果、国保組合運営も制度的な安定させることが可能になり、1977(昭和52)年東京土建国保は、保険料の段階性導入など事業内容を改善し、「全国最低の保険料、全国最高の給付内容」(1978・昭和53)年を実現することができました。

土建国保と他保険の比較表(1978年)

区分	保険料	給付・本人	傷病手当金	国庫補助	都費補助・1人
土建国保	5,500円・3種	10割	3,000円×90日	40%+臨調+事務費	12,524円
23区国保	5,230円	7割	なし	40%+調整交付金+事務費	12,524円
府中市国保	7,580円	7割	なし	40%+調整交付金+事務費	5,373円
政管健保	16,000円・30級	10割	4,000円×18ヵ月	16.4%+事務費	なし

9. 生活防衛闘争の展開 — 大商社へ抗議行動、仕事確保のたたかい

(1) 国民の共感呼んだ大商社抗議行動(1973年)

— 6大商社代表に謝罪させる

1973(昭和48)年2月、「木材暴騰、犯人は大手商社、買い占めで品不足あおる」という記事が週刊誌に掲載され、大商社の買い占め、売り惜しみの反社会的行為と政府の「自由経済だから」と放置する無策に国民の怒りは沸騰点に達しました。なかでも木材価格は5ヵ月の間に2.6倍にも跳ね上がり、そのため工事単価も坪当たりで5万円も上がり、工事の中止、延期、契約の取り消しが相次ぎました。

同年3月22日全建総連は、「沈黙は事態を解決しない」「もはや大手商社に直談判あるのみだ」と日比谷野外音楽堂に5,400人(東京土建1,800人)が結集して、「木材・建築資材価格引き下げ、建設国保の4割国庫負担要求中央決起集会」を開きました。大会途中



木材暴騰、買い占めの大商社への抗議行動(1973年)

から、三菱商事、日商岩井、丸紅飯田など大手商社6社へ「悪徳商社を征伐せよ」「買い占めた木材をはき出せ」などと書いたムシロ旗を林立させたデモ隊が押し掛け、代表団が直接抗議行動を行ないました。

東京土建代表団300人は、丸紅飯田で重役相手に延々3時間追及し、反社会的行為を断罪しました。

この模様は、「3・22の行動は、春闘をたたかう全国の労働者を活気づけた」(毎日)と新聞各紙が夕刊で取り上げ、全局がニュースの時間に、フジテレビが「小川宏ショー」で放映、「胸のすくような快挙」と国民的共感を呼び起こしました。後(1973年7月6日)に政府に「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を作らせました。6大商社代表がそろって記者会見を行ない、「社会的責任を痛感している」と買占めを謝罪させるまで追い込みました。

(2) 生活防衛闘争(1974年)

— 経団連、商社と交渉、メーカーに資材放出させる

石油ショックによる経済混乱と建設資材高騰・不足のもとで、建設労働者をとりまく仕事と生活の状況はいっそう厳しいものがありました。東京土建は、「悪性インフレを阻止し、安定した建設資材の供給と仕事の確保、大幅賃上げ」を成功させるために、「生活防衛闘争委員会」を設置、生活防衛闘争に全力あげる方針を確立しました。

東京都連は、「①建設資材の安定供給と価格の引き下げ、②大企業の買い占めた土地の適正価格による放出、③庶民住宅融資の緩和と拡大、④労働者の賃上げをはじめとする庶民の生活向上」の4大要求を掲げ、2月18日に一斉休業による5万人規模の決起集会を日比谷野外音楽



資材供給、仕事確保、賃上げ総決起集会(1974年)

堂で行なうことを呼びかけました。集会は、関東を中心に全国から1万3,406人(東京土建・5,652人)が参加。集会後に経団連(経済4団体の一つで、財界で最も影響力を持ち、財界の総本山と呼ばれた)と初の代表交渉が行なわれ、古藤専務理事、奥原常務理事等に建設資材関連メーカーとの交渉斡旋を約束させました。

引き続き、都連単独主催の3・25全都労働者総決起集会、通産省や日商岩井、丸紅飯田、三井物産の3大商社との交渉が繰り返され、セメント、電線、塩ビ管、釘などを緊急放出させ、タイルの価格凍結指示を出させました。

こうした成果は、「モノ不足」解消に一定の役割を果たし、物価の上昇に歯止めをかけ、国民生活を防衛する意義のあるたたかいになりました。

(3) 住宅要求と仕事確保（1974－75年）

—公的融資拡大させ仕事に結びつける

大企業の買い占めなどの影響により地価と建設資材の高騰、総需要抑制策（石油ショックによるインフレ抑制のため政府が市場に介入して、公定歩合の引き上げ、大型公共事業の凍結・縮小、企業の設備投資など総需要を減らす経済政策）による民間住宅ローンの貸し出し規制強化（引き締め）でマイホームの夢はますます遠のきました。住宅問題と土地問題は、国民的になんらかの解決が待たれる課題でした。また、建設労働者にとって、仕事と暮らしの根本にかかわる重大問題でした。

東京土建は住宅要求闘争を、①東京都の個人向け住宅建設斡旋融資の募集枠拡大、②住宅金融公庫の融資拡大、③自治体での修築資金斡旋融資制度の創設、④土地問題の解決、⑤これらと結合して仕事を確保するなど、制度政策要求を含む5つの領域で総合的にたたかいを展開することにしました。

東京都の1974（昭和49）年度の住宅斡旋融資は、第1次分4,900戸184.8億円でしたが、第2次・3次の追加募集に踏み切らせ、9,000戸361.3億円の貸付を実施させました。1975（昭和50）年度は、当初の予算融資枠572億円に100億円の第2次募集を実現させました。

住宅金融公庫に対する融資枠も、1974年から大衆的なとりくみを行ない、1974年15万戸（先着順締切）に7万戸追加、1975年15万戸追加募集を認めさせ、融資枠を拡大させました。

修築資金斡旋制度は、1975年統一地方選挙を前に選挙闘争（要求実現）の一環として、自治体に「戦後建設された住宅の建て替えや修築の時期を迎え、地域住民の資金調達の要求に応える資金斡旋制度の新設を求める」制度要求でした。この制度は、次期統一地方選挙（1979年）までに、東京の21区11市の自治体で実現しました。

東京土建は、1974年度の都の住宅建設斡旋融資を組合員の仕事と直接結びつけるために、10万枚のチラシを作成して本・支部で説明会を開催しました。第3次募集では、申し込み件数の1.5割148件を仕事に結びつけることに成功しました。1975年度の住宅金融公庫、都の募集に向けては、本・支部あわせて200万枚のチラシによる大量宣伝、31支部のべ65回の説明会を実施しました。この説明会には、2,409人の組合員と都民が参加しました。

これらは、私たちが勝ち取った成果を全組合員のものにし、大企業の町場進出に対抗して、公的資金を仕事確保に結びつけ、仕事と生活を守るたたかいを組織した貴重な成果でした。

10. 国民的運動推進—住宅運動、健保改悪、一般消費税反対闘争

(1) 建設省・工業化住宅促進策（1975年）—在来工法守る「木材共闘」結成

建設大手や住宅メーカーが推進する工業化住宅は当初、他の工業製品のように大量生産による販売価格の引き下げと品質の改良が思うようにはすすまず、プレハブ住宅などは「欠陥住宅」として利用者の厳しい告発にさらされます。

ところが建設省は、日本の住宅建築の主流である木造住宅の居住機能の改善、品質の

向上などには目もくれず、工業化住宅優先政策（工場生産〈30～40%〉と現場加工〈50～60%〉の比率を逆転、壁、天井、床もパネル化）を推しすすめます。1975（昭和50）年通産・建設両省は、「良質で安価な住宅」という国民のニーズに応えるためと評して、工業化住宅の目玉として「ハウス55開発計画」を発表しました。これは、1980（昭和55）年をめどにセントラルヒーティング付きで広さ100㎡の住宅を500万円（当時の標準的な建築費は800～900万円）で本格供給するというもので、この計画推進のために建設省は1976年（昭和51）度から3カ年で総額35億円研究開発費（国費）を予算計上しました。翌年には、竹中工務店、ミサワホーム、清水建設の3グループによるモデル住宅を大々的に発表、政府の援助のもと実用化へ足を踏み出しました。

全建総連と東京土建は、第1に木造住宅生産者を主とする仲間の職域防衛、第2に伝統的木材在来工法を守る、第3に特定企業に対する国の援助に反対する立場から、反対運動を展開し国の住宅政策の転換を求めました。

1976（昭和51）年9月21日、伝統的木材在来工法を守る立場から「木造在来工法住宅と森林資源を守る連絡協議会」（木材共闘）を東京中小建築業協会、全国木材市売買方組合連盟など9団体の参加で結成しました。

プレハブメーカー等の町場進出と低単価、低賃金の押しつけは、1961（昭和36）年以来成果をあげてきた協定賃金運動に大きな障害となってきます。1976（昭和51）年、全建総連と東京土建は、ミサワホーム、積水ハウス、ナショナル住宅建材、永大産業、大和ハウス工業の大手5社に対して初めて、低単価、低賃金の抗議と是正を申し入れ、各社から大工手間を一定引き上げる回答を引出しました。

資本とのたたかいが本格的に始まるのは、1980年代に入り組織が5万を超えてからでしたが、戦後最大の不況を機に資本の町場進出が目立ってきた時期に、早くも資本とのたたかいが行なわれたことは、記録に値する出来事でした。

（2）住宅要求で国民運動（1976－77年）

—住みよい街づくりへ「住宅連」発足

1976（昭和51）年第29回大会は、「運動の基本」として「生活防衛闘争（仕事確保と協定賃金運動）の新たな発展として、住宅運動を国民的運動」にすることを提起します。

この提起は、「私たちの生活を守るたたかいと住宅問題、民主的な都市づくり、国土建設に社会的役割を果たす」ことを結びつけ、住宅問題で要求をもっている団体との連携、提携、共闘の発展をめざし、「東京住宅運動連絡会（東京住宅連）」という形で具体化されます。

東京住宅連は1976年2月東京土建の呼びかけで、都職労住宅局支部、日本住宅公団労組東京支部、東京公営住宅協議会、公団住宅関東自治会協議会、東京借地借家借間人組合連合会、新建築家技術者集団東京支部など10団体（その後16団体に拡大）が参加して1977（昭和52）年2月に発足しました。

私たちは、国や自治体に対して、「安くて住みやすい公共賃貸住宅の大量建設」「住環境を改善し、安全で住みよい街づくりをするすすめること」などを要求して、ビラ、パンフレット、資料などの作成、啓発宣伝活動、研究討論集会などにとりくみ、住宅運動の全国的、全都的な発展を担っていきました。

(3)「これ以上自殺者出すな！」(1977年)

—危機突破集会に仲間の怒り結集

1977(昭和52)年1月東京土建は、不況が長期化するなかで組合結成30周年を迎えます。不況の長期化、国、資本一体となった工業化住宅政策の促進、大手資本の石油ショックで買いあさった膨大な土地への建売分譲住宅の販売によって町場の注文住宅市場(仕事)が奪われます。

負債1千万円を超える倒産件数は、1976(昭和51)年には1万5千件を超え、1977年3月1,705件、4月1,583件と史上最高を記録。その76.1%が資本金500万円未満の零細企業で、建設業者は常に3割弱を占め続けていました。

東京土建は、組合員の自発性を引き出し、大衆闘争を発展させるために、参院選と都議選に向けてブロックごとの「危機突破・生活防衛・諸要求実現総決起集会」が計画されます。6・2三多摩総決起集会(立川社会教育会館)は、準備の過程で調布支部の組合員が50万円の手形決済ができず、自殺に追い込まれた痛ましい犠牲者の報告が寄せられます。

集会は、「これ以上仲間のなかから自殺者を出すな!」というスローガンが合言葉になり、組合員の怒りと要求、たたかいのエネルギーが組織され1,280人が結集する歴史的なものになりました。「生活が苦しいのはごくわずかな人間だけではない」ということを全員で確認し、「二度とこのような集会は開きたくない」との思いを参加者全員が共有し、たたかいの決意を固めあいました。

その直後の7月の予算要求集会は、たたかいのエネルギーに満ちあふれ久しぶりに四ヶタを超える動員に成功し、この年の国保組合への国庫補助定率4割法制化実現への一つの原動力となりました。

(4)住宅デー運動のはじまり(1978年)—職人憲法、信頼確立、職域防衛へ

「高度成長」から石油ショックをへて、大手企業の住宅市場への積極的参入、技術革新による新建材・新部品の登場、人口の流動、都市化による地縁的結合の希薄化、消費者ニーズの多様化などの変化に対して、町場の大工、工務店のほとんどが適切に対応する点での対応は、大きく立ち遅れていました。

これは「高度成長」時代、大企業が町場に進出しましたが、市場には「食べきれないほどのパイ」があったため、地域の大工、工務店が伝統的な地縁、消費者のニーズに応じていくという精神が薄らいだ結果でもありました。実際、マスコミの報道「欠陥団地で噴き出た職人道墮落」や東京の消費者アンケートでも、「大工、工務店は信用できない」「技術は弱くなり、強くなったのは算盤勘定だけ」といった声も寄せられていました。

1977(昭和52)年全建総連は、「高度成長」期の仕事のやり方を低成長に移行した段階で見直す必要性を自覚して、「職人憲法」(木造軸組施工基準、住宅建築業務基準)を発表し、今一度、建築現場や施主との関係、建築職人のあり方、マナーなど、みずからの仕事のやり方を点検し、地域での信頼を回復することを呼びかけました。

さらに1978(昭和53)年から、「6月25日は住宅デー」として、第1回住宅デーをとりくみます。住宅デーの目的は、①得意先、地域需要者との信頼確立、②住宅資本の進出をはねかえして私たちの職域を守り、仕事を確保する、③地域住民の住宅要求を結集

して住宅政策の転換をめざす、ことでした。

第1回住宅デーの全国的とりくみ状況は、大量宣伝、奉仕活動、住宅相談、「職人憲法」学習会のほかに、得意先周り、現場の整理整頓、展示会、作業マナー学習会、労組へのアンケート調査、自治体交渉など多彩にとりくまれました。翌年の第2回住宅デーからは、一人暮らしの老人宅の修理や包丁研ぎなどの奉仕活動（25支部）や住宅相談（28支部）に重点がおかれました。

1970年代の住宅デーは、組合の団結を保持する立場からの配慮で、仕事確保と直接結びつける活動は慎重に避けられました。また、この段階ではとりくむ支部は全体から見れば少数でした。本格的に運動が発展するのは、1980年代に入って情勢が進展し運動と組織が一段と強化されてからで、分会住宅デー、自治体の後援、地域諸団体との協同など、地域に密着して多彩に発展していきます。

（5）医療保険抜本改悪（1978－79年）

—①健保②老人③国保の3弾改悪阻止

1970年代後半になって日本経済は低成長への移行とともに、社会保障への思想攻撃が目立って強められます。政府は、「社会保障長期計画懇談会」（1975年）、「老人保健医療問題懇談会」「年金制度基本構想懇談会」（1976年）を立ち上げ、「負担の公平、給付の平等」の名のもとに、各制度間の格差是正（低水準にそろえる）、給付水準の見直し（引き下げ）、適正な受益者負担の導入（10割給付の廃止）などの改悪に着手します。

その代表的なあらわれは、1978（昭和53）年から問題化する医療保険の抜本改悪と年金制度の抜本改悪でした。医療保険抜本改悪は、第1弾・健康保険制度改悪（1978年）、第2弾・老人医療別建て制度の創設（1979年秋）、第3弾・国保組合の制度改悪（1980年）、の連続改悪が計画されました。

第1弾の健保改悪案は、①薬代、歯科材料費の半額を患者負担、②初診料を600円から千円への引き上げ、③入院時給食費200円を千円に引き上げ、④健保間の財政調整の実施、⑤賞与も同率で保険料徴収、⑥法定給付に上積みしている付加給付の廃止、などを内容とするものでした。

東京土建と土建国保にとってとくに付加給付の廃止は、建設国保の特色と優位性（10割給付と傷病手当金）を奪い、事実上解体への道を意味するものでした。再び仲間たちの口から「健保の危機は組織の危機、組織の危機は生活の危機」が語られ、たたかいが始まりました。

健保改悪案は、第84国会（1977年12月19日－78年6月16日）、第85国会（9月18日－10月21日）では、継続審議に持ち込まれました。1978（昭和53）年12月22日召集の第87国会では、「政府原案が成立するのではないかという空気が支配的」でした。

東京土建は1978（昭和53）年10月、有事立法反対、一般消費税新設反対、健保改悪反対など国民的要求をかかげて37支部40カ所2万人（東京土建8,500人）の参加で地域提灯デモを行ないました。全体として、全建総連の動きが目立つ程度で大衆闘争は極めて低調でした。

停滞した運動状況を打ち破り局面転換に大きな役割を發揮したのは、東京土建と全建総連でした。東京土建は、1万人規模の大集会を提案、1979（昭和54）年1月春闘共闘

の統一行動を皮切りに、全建総連独自の2・27中央総決起大会（7,500人）、3・15国鉄労働組合の国会請願（8,000人）、日雇健保闘争以来の最大の集会となった5・10春闘共闘総決起集会（9,000人・東京土建3,797人）を成功させました。

同時に、ここ数年停滞気味であった社会保障の大衆闘争に新しい活気を吹きこみ大きな発展を見せました。なかでも全建総連は、1978年末から夏までの8カ月間に中央行動20回・2万人動員、機関紙10万、ビラ30万枚などの大量宣伝、はがき7万通、電報1,000本、署名56万人分集めて「反対闘争に牽引車の役割を果たした」（『社会保障運動全史』旬報社・1982年）と高く評価されました。

（6）一般消費税新設策動（1978年－79年）

—中央連絡会結成新設断念させる

石油ショックに端を発した長期不況は、財政の危機を深化させました。政府は、不況脱出のため1975（昭和50）年「特例法」を成立させ赤字国債の発行に踏み切りましたが、国債依存率は毎年約30%を占め続け、1979（昭和54）年にはついに39.6%に達します。

この財政危機を理由に政府は1977（昭和52）年10月、政府税制調査会に「一般消費税の導入と仕組みについて検討する」よう諮問を行ないます。この動きに、1970年代初頭の付加価値税（物品・サービスの付加価値に課す税。税率が異なり、高級品には高く、食品には低いなど「付加価値」によって税率が決められる）反対運動や減税要求から生まれた1977年1月結成の「不公平な税制をただす会」が素早く反応、「一般消費税に反対する中央連絡会」（44団体）を結成して、反対運動が再び急速な発展をみせることになります。

政府税制調査会は、1978（昭和53）年9月答申をめざしていましたが、税調委員に消費税新設反対のはがきが集中、答申予定日の9月12日には、日比谷野外音楽堂に8,000人（全建総連1,300人・東京土建523人）の参加者で反対集会が開かれました。集会はマスコミに大きく報じられ、運動の発展に動揺した政府税調は答申を出すことができませんでした。税金という一つの課題で広範な各階層の団体が結集して、大規模の集会が開かれたのは初めてのことでした。その後も、35都道府県で共闘が成立、東京では23の地域共闘が生まれ、自治体の反対決議は31都道府県、988自治体に達しました。

運動の発展をまえに政府税制調査会は12月、1978年度税制答申に①免税業者基準2千万円、②限界控除基準4千万円、③一部を自治体の財源にまわす、④税率は5%、の妥協案を示し一般消費税新設の姿勢は変えずに運動の分断、抑え込みをはかりましたが、運動は逆に広がりました。

1979（昭和54）年には、大平正芳内閣は税調答申を受けて第87通常国会に消費税法案の提出を閣議決定しました。2月8日、150団体8千人が総決起参加する集会がもたれ、運動はさらに前進する勢いを示し、前年末に発覚した航空機



一般消費税阻止のデモ行進（1979年）

汚職（ダグラス・グラマン事件・日米間の戦闘機購入に政治家が絡んだ事件）に対する国民的追及ともあいまって、法案提出を断念させました。

一般消費税反対の共同闘争を担った諸団体は6月19日、①5千万人署名の推進、②10・2国民総決起集会の成功、などの方針を決め、総選挙（9月17日公示、10月7日投票）で決着をつけるべきたたかいを強めました。この間、共闘と自治体決議はさらに拡大し、42都道府県、157地域で共闘が結成され、自治体の反対決議は1,193にのぼりました。さらに、総選挙終盤の10・2総決起集会は、日本武道館に172団体、2万人を集める大集会（全建総連4千人、東京土建2,500人）を成功させました。東京土建は、15万筆の署名目標を掲げ、2カ月間で4万3千筆集める高い到達を築きました。

こうした運動の広がりや、一般消費税新設の是非を総選挙の重大な争点に押し上げ、自党内にも反対者を続出させ、9月26日大平首相は、消費税新設を断念。10月7日投票の総選挙で自民党は過半数を割る結果になりました。

11. 組織の拡大と発展——組織停滞・後退から増勢軌道へ

1970年代の組織推移

年 度	70年	71年	72年	73年	74年	75年	76年	77年	78年	79年
加 入 者		7,206	8,746	7,378	5,175	3,937	4,065	5,465	6,336	7,093
脱 退 者		4,965	4,779	5,314	5,821	4,791	3,939	3,670	3,775	4,028
増 減	2,434	2,241	3,967	2,064	-646	-854	126	1,795	2,561	3,065
年 度	9-5月	5-3月	3-2月	3-2月	3-2月	3-2月	4-3月	4-3月	4-3月	5-4月
組織人員	27,845	22,330	26,311	28,421	27,920	27,066	27,108	28,904	31,466	34,364
年 月	71.5	72.2	73.2	74.2	75.2	76.2	77.3末	78.3末	79.3末	80.4末

(1) 70年代の拡大運動——擬適廃止による激減と長期不況乗り越え現勢回復

1970年代の組織拡大は3つの時期に区別することができます。すなわち、①擬適廃止による組織激減から立ち直る時期（1970～73年）、②長期不況下で組織拡大が停滞・後退する時期（1974～76年）、③組織の後退に歯止めをかけ組織拡大が本格軌道に乗り現勢回復する時期（1977～79年）です。

(2) 擬適ショックから立ち直り回復へ（1970～73年）

——資格取得運動で拡大

日雇健保の擬適廃止で東京土建は組織の35%を失い、3万8,238人から2万5,411人に激減する大きな打撃を受けました。1970年は、擬適廃止による「挫折感と無気力感」をふきとばして、土建国保を設立、大型共済を発足させ、埼玉、千葉、神奈川の都外支部の分離独立を準備するなかではじまりました。

この擬適廃止ショックから立ち直りをはかり、組織の回復の転機となったのが、1971（昭和46）年成立した建設業法改定と電気工事業法制定にともなう建設業者・電気工事業者登録、建設業法施行令一部改正による2級土木施工管理技士、1972（昭和47）年からは作業主任者講習が加わるなど、直接仕事とかかわる資格取得運動と結びつけた組織拡大運動でした。

1971（昭和46）年は、資格取得と結びつけた大量宣伝による拡大で、約1年間で7,206人（1971年4月人員の30.2%）の成果をあげました。1972年秋の拡大月間（8月1日から11月10日）では、過去10年間（3千人以上の拡大は2回）で最大の5,424人拡大、組織は2万6千人まで回復しました。

この成果は、幹部、活動家が失いがちだった自分たちの力、組合の力への自信を回復し、会議での明るさと元気、来るべきたたかいへの確信を取り戻すものになりました。一方、資格取得を通じての拡大は、主として大量宣伝と支部書記局を通じて行なわれたため、新加入者が分会・群に定着しないまま、その後大量の脱退を生むという弱点を伴いました。

1973（昭和48）年1月、三土建の独立（1971～72年）とこの間の拡大月間の成功を踏まえ、組織整備に着手します。組織整備は、①急増している脱退を防止する、②群、分会を確立し、組合を民主化する、③組合を拡大強化し、大衆行動を発展させる、ことなどが目的でした。具体的には、1群10人程度、1分会30人程度の規模で居住地別に整備、毎月17日に群会議、18日に分会会計に納入、19日に支部に届けるようにする、などを内容とするものでした。

1973（昭和48）年10、11月の秋の拡大月間では、初めて「すべての運動の源泉」と位置づける全都いっせい行動を提起、分会・群での2人組、3人組の拡大行動班を取り入れ、約3,000人を拡大し、2万8千人に到達しました。

(3) 長期不況下で停滞と後退（1974～76年）— 経済危機克服の力量不足

1973（昭和48）年秋の石油ショックを契機にした長期不況と経済危機は、仲間の生活と仕事に深刻な影響を与えます。第28回大会（1975年）は、「戦後最大の経済危機は、私たちにあらたな複雑な試練となっている」と位置づけました。

1974（昭和49）年、秋の拡大月間（10月1日～12月20日）は「目玉のない」拡大として1,985人（目標の3割程度）にとどまり、年間拡大で5千人を超える拡大をしたものの、脱退者がそれを上回り、組織人員を減らしました。

1975（昭和50）年は、加入者が3,937人と擬適廃止後の最低の拡大にとどまる一方、脱退者も4,791人と多く854人減少となりました。

1976（昭和51）年は、組合結成30周年を迎える意義ある運動として「30周年を3万人の組織で迎えよう」を合言葉にとりくみました。土建国保の優位性が年々明らかになるなかで、加入者4,065人、脱退者3,939人で3年連続後退に歯止めをかけ再び増勢（126人増）に転じる貴重な成果をあげました。

第30回大会（1977年）は、「これは、不況のなかでの沈滞した空気を一掃するだけの力が、組合になかったことをしめすもので、深刻な経済危機のなかで、それとたたかうに足る東京土建の力量をつくることはなまやさしい仕事でないこと、そして根気強い組織活動が必要であることを教えるものでした」と総括しました。

(4) 組織拡大が本格軌道に乗る（1977～79年）

— 日本一の土建国保確立が契機

1977（昭和52）年以後の拡大運動は、都費補助の特別区国保と同額補助の実現、国保組合に対する定率補助引き上げの法制化、国保保険料の段階制の導入など、「全国最低

の保険料、全国最高の給付内容」の東京土建国保の優位性が確立されていくなかでのとりくみになります。

1977年1月14日、組合結成30周年記念祝賀会を挙行了しました。第30回大会は、この間のたたかいを総括して、「組合員の要求をくみあげた大衆闘争の発展と群・分会の役員の民主的選出、地域的、規模的に適正な群・分会の確立などに本格的にとりくむ」ことを提起しました。

1977（昭和52）年は、組織整備と分会執行委員会、群の確立が一定前進し、秋の拡大月間で3千人、年間拡大で5千人を超える新しい仲間を迎え、2万8,904人と大きく増勢しました。

1978（昭和53）年は、有事立法反対、一般消費税反対、健保改悪反対、生活防衛などの国民的要求のたたかいと結合して組織拡大がすすめられ、秋の拡大月間で3,569人、年間拡大で6千人を超える拡大に成功しました。この結果、1970年の擬適廃止前の現勢（70年6月・3万8,238人・都内支部3万997人）を8年ぶりに回復し、3万2千人になりました。

1979（昭和54）年は、秋の拡大月間で4,140人、年間拡大が7千人を突破、組合の定着率も高まり実増数も3,600人を超え、3万4千人台の組織に急成長するなかで1980（昭和55）年を迎えることになりました。

この間の成果は、「①情勢と拡大運動の意義を理解し、行動が組織的にとりくまれたこと、②分会の主体性が確立され、自主性と積極性が発揮されたこと、③東京土建の優れた組織形態と豊富な事業内容」（第32回大会・1979年）が拡大運動の成功を支えました。

1970年代前半の拡大運動は、資格取得の「目玉商品」を前面にした大量宣伝、さらには個人的英雄拡大（西村・丸山・古川方式＝宣伝物を事前に手渡しして後日再訪問、新加入者の紹介・同行での拡大など、1人で多くの拡大成果をあげるやり方）などが結びついた拡大運動でした。

1970年代後半の拡大運動は、「日本一の土建国保」確立という大衆闘争の成果が実際の拡大の成功に結びつき、さらに大衆闘争と組織拡大の両面の前進が拡大の可能性を高めました。そして、組合業務の学習を通じて東京土建の優位性が仲間の自信とたたかいの確信となり、宣伝活動によって未加入者の関心を広め、対象者の紹介活動、拡大行動班、行動センターの設置など支部での計画や段取りが組織的になったことで、組織の飛躍へと発展していきました。

（5）三土建独立（1971～72年）—埼玉、千葉、神奈川の都外支部巢立つ

日雇健保擬適廃止撤回闘争のさなかに開かれた第23回大会（1970年）は、埼玉、千葉、神奈川の都外支部がそれぞれ県別に国保組合を設立・運営することになり、別組織として独立させることを決定します。ここから、三土建の独立が準備され、1971年から本格



埼玉土建結成大会



千葉土建結成大会



神奈川土建結成大会

化し順次分離独立していきました。

1971年9月26日、埼玉土建が4,454人で独立しました。

1972年6月25日、千葉土建が約3,000人で独立しました。

1972年9月28日、神奈川土建が1,511人で独立しました。

(6) 東京土建幹部学校(1974年) — 幹部養成、本・支部専門部確立めざす

幹部学校は、日雇健保擬適廃止で大量の組合員と幹部活動家を失う「挫折と混乱」のなかから立ち上がる過程で、新しい大量の幹部養成、本・支部専門部確立めざして、計画されました。

1971(昭和46)年学習制度化委員会が発足し、組合員の自覚を高め、活動家を養成し、幹部の指導能力を高めるために学習教育を制度として定着する努力が開始されました。



第1回幹部学校(1974年・箱根富士ランド)

1974(昭和49)年7月、内外情勢の特徴や「人間幹部がすべてを決定する」(門田書記長)などの講演を中心に箱根に392人を集め、2泊3日で第1回幹部学校が開かれました。この後、幹部学校は毎年夏に開かれるようになり、定着します。また、幹部学校の講義録を出すことを契機に、理論・資料誌「建設」が発刊されるようになりました。

(7) 組合結成30周年記念行事(1977年) — 土建まつりに3万人



30周年どけんまつり

1977(昭和52)年、東京土建は結成30周年を迎えました。これを記念して、1月14日赤坂のヒルトンホテルで、記念式典と祝賀会を催しました。式典には、来賓、本・支部役員、302人が出席し盛大に開催されました。

4月3日には、結成30周年記念事業の一環として「土建まつり」が行なわれました。

当日は、快晴にめぐまれ、桜吹雪の代々木公園は、3万人以上の仲間たちであふれました。中央舞台、模擬店、縁日コーナー、子ども向けの乗合馬車などのいろいろな企画は人でうまり、仲間や家族同士が交流を深め合い楽しみました。この模様は、NHK、日本テレビ、TBSテレビなどでも取り上げられました。

(8) 嵐にゆるがぬ組織(1979年)

— 大衆闘争発展させ国保に依存しない組織を

1979(昭和54)年9月、東京土建は日雇健保擬適廃止時の現勢を回復し、3万5千人の東京土建を目指すなかで「嵐にゆるがぬ組織づくり」の提起を行ないます。これは、1974年以來の不況のなかで「仕事の落ち込み」と「資本の町場進出」に加え、日雇健保の擬

適廃止で組織が壊滅的な打撃を受けた経験から、現状のままでは建設国保がだめになれば、相当な打撃を受けるだろうとの危機意識を背景に、喫緊の課題としての提起でした。

当時の健康保険改悪攻撃のなかで建設国保の将来に大きな不安を感じられるなかで、建設国保に依存しない強固な組織づくりが必要とされており、仮に土建国保に相当な打撃があった場合でも組織を持ちこたえるという側面と、短期間のうちに組織を強化し大衆闘争をより発展させ、打撃を受けなくさせる側面の両面から位置づけられました。

具体的な重点課題として、来年（1980年）の大会までに分会執行委員会の100%確立を中心に「群会議の定例化」と「群三役の選出」を行なうことが提起されました。同時並行的に、群確立などの組織強化と組織拡大を不可分のものにとらえ、地域性や個人の力量、拡大の偶然性によらず、組織が全体として拡大を推進していく「組織的大衆的拡大」という組織拡大が定着するようになりました。

第7章

臨調・行革路線と
建設大資本とのたたかい

1980年代・10万人を展望する組織に飛躍的發展

1980年代の幕開けは、ソ連が集団的自衛権を口実にアフガニスタンへの軍事介入・侵略（1979年12月24日、ソ連軍がアフガニスタンに侵入し、アミン政権を倒してかいらい政権を樹立した事件）を、世界各国が糾弾するもとの始まりとなります。

アメリカのカーター政権（1977年1月20日～1981年1月20日）は、アフガニスタン侵略を絶好の口実として、「ソ連脅威論」を前面に軍事力の行使を中心とした「力の政策」を展開します。日本は、大平正芳政権のもとで「西側の一員」としてアメリカの「力の政策」に同調し、日米安保条約のもとで日米共同作戦体制を強めていきます。

国内では、1980（昭和55）年5月、大平内閣不信任案が自民党内の福田派（清和会：福田赳夫氏を会長に岸信介・鳩山一郎元首相の流れをくみ、当時田中派、大平派と激しく対立した派閥）などの欠席によって可決されたため国会は解散、憲政史上初の衆・参同日選挙になりました。同日選挙は、選挙中に大平首相が急死、選挙戦の様相が一変「吊い合戦」をたたかった自民党の圧勝に終わります。約5年間続いた与野党伯仲状況は解消、自民党主導の政治が復活します。

1979（昭和54）年イギリス・サッチャー政権（1979年5月4日～1990年11月28日）、1980年アメリカ・レーガン政権（1981年1月20日～1989年1月20日）、そして日本での中曽根康弘政権の誕生（1982年11月27日～1987年11月6日）などにより、マスコミが「保守化の時代」と呼ぶ、軍事優先のタカ派路線、社会保障切り捨て・福祉国家解体の新自由主義的な政策の臨調・行革路線がすすめられます。

新自由主義とは、「市場の公平性」こそが「倫理」であり、国家・社会のすべて、人間の行為のすべてを導くことができる指針である、という教義である。1970年代以降、小さな政府・民営化・規制緩和・市場の自由化などを旗印にして、先進国から途上国までグローバルに浸透していき、思想的にも現実的にも21世紀を支配するものとなった。

（デビット・ハーベイ・ニューヨーク市立大学教授）

1. 臨調・行革路線——「増税なき財政再建」と称し福祉切り捨て

(1) 行財政改革へ臨時行政調査会発足（1980年）——財界、官僚、学者を総動員

1980（昭和55）年7月、同日選挙後成立した鈴木善幸政権の課題は、大平政権から引き継いだ行財政改革でした。鈴木政権は1981（昭和56）年3月、会長に土光敏夫経団連

名誉会長、委員に元大本営陸軍参謀の瀬島龍三前伊藤忠商事会長ら9人、相談役6人、専門委員21人、参与54人と、財界の実力者を中心に官僚、学者などからなる大がかりな第二次臨時行政調査会（臨調）を発足させます。

臨調は、1982（昭和57）年度予算に反映させるために7月に答申を出します。答申は、「増税なき財政再建」と称し、福祉・教育などの政府負担の解消、食糧管理制度会計（主食の米や麦などの食糧の価格や供給等を、政府が管理する制度）の逆ザヤ（供給過剰で政府の売渡価格が買入価格を下回ったこと）解消、公共事業の抑制、公務員の給与抑制と定員削減などを求めるものでした。「活力ある福祉社会の建設」を強調し、福祉は国家や自治体が担うのではなく、家族や地域社会、民間産業などが行なうので、国家や自治体が行なう場合は受益者が負担すべきとしました。

1982（昭和57）年鈴木政権は、米レーガン政権の要求にもとづき自衛隊増強の防衛3法を成立させるとともに、1982年度予算は、ゼロ・シーリングのもとで、防衛費だけが突出する予算を組みます。また、それまで無料だった老人医療費の有料化、人事院勧告の凍結など賃金抑制政策を実施しました。

鈴木政権は10月、景気後退と低迷の長期化、国家財政の悪化、福祉切り捨て・軍拡推進の臨調路線と国民との矛盾の深まりなど、政治的に行き詰まり突然政権を投げ出しました。

（2）中曽根政権下で行革推進（1982～87年）

—規制緩和・民間活力・分割民営化

1982（昭和57）年11月に誕生した中曽根康弘政権は、臨調・行革路線を引き継ぎ積極的に推し進めます。1983（昭和57）年には、アメリカを訪問し、「日米運命共同体」との認識を表明、その後も「日本列島不沈空母」、「（ソ連潜水艦に対する）三海峡（千島・津軽・対馬）封鎖」発言などタカ派の姿勢を鮮明にします。国内問題でも、「戦後政治の総決算」を主張し、戦後の民主主義の成果を否定する立場を明らかにしました。

中曽根政権は、三公社の分割・民営化（専売・電電公社1985年4月、国鉄1987年4月）、医療・年金などの改悪（自己負担強化）、シャープ税制以来の抜本的税制改革（直間比率の是正＝売上税の導入）、教育基本法や戦後教育の見直し、地方行政改革の推進、軍事費のGNP（国民総生産）対比1%枠の撤廃、国家機密法制定策動、国家安全保障会議の設置、靖国神社へ公式参拝など、それまでの戦後自民党（保守）政治の枠を超えた軍備拡大と新自由主義的な路線を突き進みました。

1986（昭和61）年4月の日米首脳会談では、首相の私的諮問機関である「国際協調のための経済構造調整研究会」（座長・前川春雄元日本銀行総裁）の報告書（前川レポート）を「対米公約」としてレーガン大統領に約束します。この「前川レポート」は、1985（昭和60）年9月の先進5カ国蔵相会議における対外収支の不均衡是正の合意（プラザ合意）にもとづき、日米間の貿易不均衡打開（アメリカの対日貿易赤字の削減、日本の黒字減らしのため、円高・ドル安に誘導）の要求に沿って、「輸出依存型」から「内需主導型」へ「産業構造の転換を推進」します。推進策は、規制緩和と民間活力の活用で、内需拡大、市場開放、金融自由化をはかるというもので、国際競争力を失った国内の中小企業、石炭、農業つぶしを容認するものでした。

しかし、このような軍事大国化や臨調・行革路線は、国民との矛盾を引き起こし、1986（昭和61）年の国家秘密法の廃案や1987（昭和62）年の売上税の廃案に見られるような、自民党政治に反対する広範なたたかひの広がりを作り出しました。

（3）竹下・宇野政権支持率低下で退陣（1987～89年）

—日本経済はバブルを謳歌

1987（昭和62）年11月中曽根首相の任期満了に伴い、中曽根指名により竹下登政権（1987年11月6日－89年6月3日）誕生します。竹下政権は、「ふるさと創生」（1988年から1989年にかけて、各市区町村に対し地域振興に使える資金1億円を交付した政策）をキャッチフレーズに順調な滑り出しを見せます。しかし、消費税導入や牛肉・オレンジの農産物自由化が国民の猛反発を呼び、リクルート疑惑（1988年に発覚したリクルートコスモス社の未公開株が賄賂として政治家や官僚らに譲渡された戦後最大の贈収賄事件）で苦境に立たされました。1989（平成元）年以降内閣支持率は急速に低下、4月には史上最低の支持率を記録（7％・NHK政治意識月例調査）、参院選前に総辞職に追い込まれました。

自民党の実力者のほとんどがリクルート事件に関与し総裁選出が難航するなかで、6月に宇野宗佑政権（1989年6月3日－8月10日）が発足します。新政権は、「改革前進内閣」を看板に政治改革にとりくもうとした矢先に、女性スキャンダルが暴露されます。1989年7月の参院選は、消費税導入、リクルート事件、農産物自由化の“逆風3点セット”に女性スキャンダルが加わる影響もあり、与野党議席が逆転しました。宇野首相は7月、参院選敗北の責任を取って退陣します。後継首相には、17年ぶりに自民党総裁選挙が行なわれ海部俊樹元文部大臣が選出され首相の座につき、海部政権（1989年8月10日－91年11月5日）が誕生します。

日本経済は、1986（昭和61）年12月から1991（平成3）年2月までの51カ月間、不動産や株式をはじめとした資産価格が投機によって実体経済の経済成長以上のペースで高騰し続けるバブルを謳歌する長期好況を続けます。

バブル景気は、それに付随して地上げ、財テクと消費の過熱、住宅高騰、高級車ブーム、リゾート地開発、海外投資、盛り場・ディスコブーム、就職売り手市場など、様々な社会現象を引き起こしました。

2. 建設産業—「冬の時代」から「建設ブーム」（バブル景気）に

（1）80年代前半—景気後退、公共投資抑制、談合問題の混乱で住宅建設低迷

1980（昭和55）年代前半の建設産業は、財政破たんのもとでの4年連続公共工事のゼロ・シーリングによる停滞、景気後退による民間建設投資の停滞、円高不況による輸出産業の大打撃、実質賃金の低下による住宅建設の低迷という事情のもとで、1983（昭和58）年（新設着工戸数113万戸・在来木造のシェア50%割れ）をボトムに1970年代後半をいっそう下回る水準に終始します。

しかも建設産業にとって1980年代初頭は、談合問題（政・官・財の癒着した公共工事での談合問題が明るみに出て国会で追及され、日本土木工事業協会〈土工協〉の理事全員が辞任に追い込

まれる)に対する社会的批判の集中砲火にはじまり、公共工事に受発注システムの在り方や体質に対する再検討が不可避の事態になります。あわせて建設業界は、公共工事の抑制、談合問題での大混乱、従来秩序の後退によるダンピング受注の横行、それにとまなう下請けや中小業者の経営難、現場労働者の賃金・労働条件の切り下げなどで、技能労働者確保の困難になる、「建設業の長い冬の時代」(建設業界団体幹部)が進行します。建設投資の対GDP比率は、1980年度の20.2%から1985(昭和60)年度には15.6%と4.6%低下しました。

(2) 80年代後半

—前川レポートの内需拡大、金融緩和、土地高騰で建設ラッシュ

1980年代後半、産業政策を大きく転換させたのは、国際的な産業構造調整政策の展開です。1986(昭和61)年4月、経済構造調整研究会報告(前川レポート)が提出され、日本の経済構造を内需型へ転換させることが明示されます。内需拡大策は、個人消費拡大に最重点を置くとして、①住宅対策(住宅減税の拡充・強化)及び都市再開発事業の推進(宅地開発要綱の緩和、用途地域、容積率の見直し等)、②消費生活の充実(可処分所得の増加)、③地方における社会資本の整備(地方債活用による地方単独事業の拡大)など、が柱におかれました。

建設業界は、1986年11月を起点に1990年代初頭まで、1970年代初期(石油ショック以前)以来、久方ぶりの建設ブーム、建設ラッシュが訪れ、土地や住宅、株式の高騰が持続する、後にバブル景気と呼ばれる好況にわきました。

好況に転換を促す転機になったのは、①国際的経済構造調整策(内需拡大)として緊縮財政から一転して6兆円の緊急経済対策(積極財政)による公共事業や住宅建設の促進などで、世界最大の70兆円規模に達した国内建設市場、②円高対策としての土地神話による土地・株式への投機熱の加速と資産高騰に支えられたビルラッシュや民間設備投資の拡大、③1986年から1988年にかけて長期にわたる金融緩和策による景気刺激策、などです。

(3) 建設省「21世紀ビジョン」(1986年)—「業者数の過多」選別淘汰へ

1986(昭和61)年建設省は、大規模なプロジェクトを組織し、「21世紀への建設産業ビジョン(活力ある挑戦的な産業を目指して)」を策定、その後矢継ぎ早に3次にわたる中央建設業審議会が答申をまとめました。

さらに1988(昭和63)年5月、竹下政権のもとで、「世界とともに生きる日本」と銘打った経済運営5カ年計画を打ち出し、翌1989(昭和64)年3月には向こう3カ年の建設業の構造改善のための実施計画として、「構造改善プログラム」を決定し、21世紀ビジョンが実行に移されます。

21世紀ビジョンは、本格的な建設産業政策としてははじめてのものでした。建設業の将来像として、①活力ある挑戦的な産業への脱皮(業界の合理化・近代化・労働生産性の向上)、②需要構造に見合った産業規模の形成(過剰な労働力・資本設備の解消、業者数の減少)、③新しいパートナーシップの確立(下請け業者の再編)、④企業体質の改善、などをあげています。建設業の構造的な問題を「需要に比して業者数の過多」ととらえ、市場における「有効競争を確保」し業者数を適正化する、そのために行政は条件整備を

行ない、業界は自助努力を強めるべきと指摘しました。

ここでいう業者数の削減は、中小元請業者と下請け業者の選別淘汰を意味するものです。その後大手業者は、中小業者を上回る利益拡大や下請けへの選別政策のテコとして、1990年代以後さらに影響を強めていきます。

3. 健保改悪反対闘争の発展——土建国保の10割給付守る

(1) 健保改悪反対闘争（1980年）——本人外来8割案を10割に戻させる

政府・自民党は1980（昭和55）年4月、1978（昭和53）年に国会に提出されて以来成立を阻まれてきた健保「改正」法案に執念を燃やし、廃案を主張している共産党を除く社・公・民3党に、修正案（本人、家族とも入院9割、外来8割給付）を提示します。さらに、自民党は第2次修正案として入院本人・家族10割給付（ただし1日千円負担）、外来本人・家族8割給付の案を示し、修正に応じなければ年金法改正案（基本年金、老齢年金額の引き上げと引き換えに保険料値上げなど）の審議に応じないという態度に出てきました。

この修正案に、自社公民四党国対委員長会議が開かれ、四党合意修正案が発表されます。この四党合意修正案をめぐる、総評、社保協、春闘共闘の内部で激論（廃案かさらに追及して修正改善させるか）が交わされましたが、意見の一致にいたらず、以降の行動は各団体の独自行動にゆだねることになりました。

東京土建は、①本人通院8割給付になり、土建国保への影響が懸念される、②収入のない入院時に毎日千円、月3万円とられることになる、③50年余の健康保険10割給付が崩される歴史上かつてない重大な改悪である、などの理由から断固廃案めざしてたたかうことを決定します。全建総連にも当初は労働団体同様賛否両論がありましたが、東京土建の態度決定もあり、健保中央闘争委員会を再開してたたかうことを決めました。

健保「改正」案は、第91通常国会（1979年12月21日～1980年5月19日）で審議の予定でしたが、自民党の党内抗争のあおりを受け、5月19日国会解散となり廃案になりました。国会解散後に行なわれた衆参同時選挙（6月2日公示、22日投票）は、自民党が圧勝します。同法案は3度継続審議、3度廃案の2年半のたたかひのすえ、最後は若干の修正（外来8割を撤回、初診時600円を800円に、入院時1日200円を500円に、家族入院7割を8割に）をほどこし、11月28日第93臨時国会（9月29日～11月29日）で、自民党の数の力に押し切られました。

東京土建・全建総連はこの1年間、6回にわたる大衆行動、28回におよぶ国会行動をたたかいぬき、国会最終盤には困難であった春闘共闘、中央社保協の国会行動が組まれるようになりました。

その結果、健保「改正」案は、①本人外来を10割給付にもどさせ、②付加給付廃止を阻止し、③一部負担金（初診料、入院時負担など）自由化をやめさせるなど、建設国保への影響を基本的に阻止することができました。

(2) 老人保健法反対闘争（1981～82年）

——老人医療有料化、医療の差別化に道

1981（昭和56）年5月、自民・公明・民社の三党は、第94通常国会（1980年12月22日

～81年6月6日)に老人保健法案を共同提案しました。同法案は、「国民の自助と連帯の精神に基づき、老後の健康の保持、医療の確保をはかるため、その費用の負担の公平を期すること」を基調に据えました。主な内容は、①老人医療の原則無料を有料化(外来1月500円、入院1日300円)、②老人医療の費用負担を保険者の拠出金で賄う財政調整(国20%、都道府県5%、市町村5%、保険者70%)を行ない国庫負担削減、③「老人」(70歳以上)への差別的な診療報酬や「老人病院」導入の制度化、④40歳以上の住民を対象に保険事業の実施、などを柱とする臨調路線に沿ったものでした。

老人医療の無料化制度は、1960(昭和35)年の岩手県沢内村に始まりました。1969(昭和44)年、革新都政が実施したことから全国の自治体に広がり、それを背景に国もようやく1973(昭和48)年に制度化に踏み切ったものでした。

東京土建は、老人保健法が社会保障と福祉切捨ての第一段と位置づけ、①70歳以上の組合員の医療が有料化になること、②財政調整により年々拠出金の負担が増え保険料が引き上げになること、③土建国保の10割給付への攻撃が強まること、などを明らかにし法案阻止に全力をあげました。

第94国会では、継続審議、秋の第95臨時国会(9月24日～11月28日)では、自公民三党による修正で衆院通過後、参院で継続審議となり、第96通常国会にたたかいの場を移しました。

第96通常国会(1981年12月21日～82年8月21日)では、2月16日の決起集会を皮切りに、4月20日には春闘共闘による8千人の集会(全建総連4,652人・東京土建2,756人)が持たれたのをはじめ、決起集会2回、国会行動17回で全建総連のべ18,424人(東京土建のべ10,726人)、提灯デモ26支部1万1千人が参加しました。中央社保協、春闘共闘が中心となった大きなたたかいで、会期末まで政府・自民党を追いつめました。国会会期(150日間)を94日間大幅延長され、長丁場のたたかいとなりました。1982(昭和57)年8月10日に一部修正(外来400円、拠出金増を老人人口の伸び率を上限)のうえ成立、それまで10年間続いた老人医療費無料化制度の有料化が、1983(昭和58)年2月から実施されました。75年大蔵省が最初に「老人医療の有料化」を打ち出してから、実に7年間にわたって「有料化」反対闘争が持続しました。国会では、「火曜日の全建総連」といわれるくらい全建総連・東京土建の力をそそいだたたかいになりました。



老人保健法改悪反対集会(1982年)

(3) 臨調路線の健保改悪案(1983年) — 本人8割、国庫補助削減を企図

政府・財界は1980年代以降、臨調・行革答申に沿って、「21世紀の本格的な高齢化社会に備える」という口実のもとに、社会保障制度改悪をすすめるために、「自立・自助」「相互扶助・連帯」などさまざまなイデオロギー攻撃を展開します。

「自立・自助」論は、失業、疾病、貧困、老後の生活困難などの生活上の「事故」は「自己責任」とし、国と資本家は生活保障(社会保障)の責任をおわず、給付・サービ

スについては「受益者負担」が当然とする考え方で、「自己負担」を増大させました。「相互扶助・連帯」論は、社会保障の費用負担に対する国と資本家の責任を、労働者・国民に転嫁する手段として「連帯」を旗印に、社会保障費の拠出金の強制や社会保険の財政調整の強化に使われました。

1983（昭和58）年から1984（昭和59）年にかけて、医療保険の分野では老人保健法に続いて健康保険改悪攻撃がくりひろげられました。

厚労省は1983年8月末の概算要求はマイナスシーリングを前提に医療保険の国庫補助を6,200億円削減（国保の補助金は3,600億円削減）する1984年度の概算要求をまとめます。それを具体化するために厚労省は、①健保本人10割給付を8割給付に引き下げ（2年間は9割給付）、②高額医療費の自己負担の引き上げ（5万1千円を5万4千円）、③国庫補助なしの退職者医療制度創設（会社退職した老齢年金受給者が65歳まで加入する制度。医療費は、健康保険からの拠出金等で賄われるため国保への国庫補助が大幅削減される）、④国民健康保険に対する国庫補助方式をかえ、補助金の大幅削減（医療費の45%補助を法定給付〈給付率70%+高額医療費7%〉の50%〈医療費換算では38.5%〉）、⑤付加給付（10割給付）に対する補助金の削減（ペナルティー）、などを内容とする健康保険制度改悪を企図します。

これに対し東京土建は、9月活動者会議で健康保険改悪反対の決意を表明し、国会行動でも地域の運動でも先頭に立ってたたかい、日雇健保廃止反対闘争以来の激しい、歴史に残るたたかいを展開しました。

地方自治体の9月議会に対する請願、意見書採択に向けての行動は、全国320自治体、東京12区19市4町で採択。10月11日から始まった提灯デモは、全都27カ所全体で14,700人（東京土建8,500人）が参加。11月25日には、東京土建、東京医労協、東京保険医協会など8団体が呼びかけ、「健康保険制度大改悪阻止東京連絡会」を38団体で結成、連絡会のチラシ配布には東京土建が中心的な役割を果たすなど、地域共闘の中心的な役割を果たしました。

（4）健保改悪反対闘争（1984年）—本人9割に修正・付加給付容認させる

自民党は、ロッキード事件（1976年2月・航空機製造大手の米国ロッキード社の旅客機受注をめぐる世界的な大規模汚職事件）の東京地裁での田中元首相有罪判決（1983年10月12日・懲役4年追徴金5億円）後の1983（昭和58）年12月、総選挙で大敗（511議席中250議席に留まる過半数割れ）しましたが、新自由クラブを取り込み多数を獲得します。

翌年2月25日健保改悪案を第101通常国会（1983年12月26日～84年8月8日）に提出します。東京土建は2月中央執行委員会で、前年にひきつづき地域を基礎に健保改悪反対闘争をたたかいぬくことを確認、3月提灯デモなどによる地域集会を提起します。

地域集会は、江戸川地域集会23日31労組2,200人（江戸川支部1,800人）を先頭に各地域で4月までつづき、提灯デモは、江東地域8カ所29団体・2,700人（江東支部1,800人）をはじめ参加者は東京土建1万人、他団体1万人にのぼりました。

中央段階での統一行動も、4・11全建総連中央総決起大会（日比谷野外音楽堂）6,810人（東京土建3,340人）、4・25国民春闘・中央社保協集会（清水谷公園）2,000人（同550人）、7・4国民春闘・中央社保協集会（日比谷野外音楽堂）3,600人（同726人）、7・17全建総連中央総決起大会（日比谷野外音楽堂）8,223人（同4,617人）と続き、東京土建

は大きな役割を果たします。

当初の予想を超えたたたかいの高揚に「行政改革」推進を掲げる同盟を含めた労働4団体や日本医師会が反対を表明します。反対決議をあげた地方自治体は、都道府県議会段階で8割を超え、市町村議会段階では過半数を超えます。健保改悪反対署名は、全国で1,000万を超え1,500万に達しました。

こうしたたたかいによって、自民党内にも動揺が広がり、健保改悪法案の帰趨（きすう）が中曽根政権の命運にかかわるものに発展し、国政を大きく揺さぶるものになります。政府自民党は、国会会期を77日間大幅延長、2年後の8割給付への自動引き下げを断念して9割給付へ修正、日本医師会の了解と一部野党を取り込み、7月13日衆院を通過させます。参院では、廃案寸前（審議日があと1日）までに追い詰めましたが、自民党の4次にわたる修正に公明、民社党が同意、社会党が同調、共産党だけが廃案を主張するなか、8月4日深夜に法案を成立させられました。

健保改悪案は、①健康保険本人は9割給付、②建設国保の10割給付（付加給付）は容認、③健保本人8割給付への引き下げは国会承認を受ける日までに、修正させました。

健康保険改悪阻止東京連絡会の結成に始まり、「区段階の共闘を軸に、町を単位にした共闘へと発展、町会長、開業医、自治会をまきこんだ草の根提灯デモが45カ所で行なわれ、新たなたたかいの方向を示す貴重な経験となりました」（第38回大会・1985年）。また、「政治を動かすような大闘争となった健保闘争に参加したのべ7万に近い組合員、家族のたたかいに対する自信と、こども10割給付を守ろうという決意が拡大月間を推進する基本」（同）にすわって、1984年秋の拡大運動で6万人の東京土建を実現させる原動力となりました。

（5）健保改悪に連動・都補助制度見直し（1985年）—はがき陳情などで阻止

1985（昭和60）年鈴木俊一都政は、1984年健保改悪と退職者医療創設により国庫補助の大幅削減をはかる流れのなかで、「23区国保への都費補助を廃止して区の負担とする。これとリンクしてきた国保組合への補助も見直す。医師、弁護士など所得の高い国保組合への定額補助は不合理」との財務局の方針を示します。

国保組合への都費補助制度は、1974（昭和39）年美濃部都政のもとで、23区並みの同額補助を実現し、1979（昭和44）年に誕生した鈴木保守都政のもとでも補助金の増額をかちとってきたものです。

東京都連と東京土建は、この方針に抗議するとともに、この問題を審議する国民健康保険委員会の委員に、はがき陳情を組織しました。さらに、都庁前で7月24日10,300人、8月28日に5,300人の参加で2回の集会を開き、福祉局交渉を行ないました。交渉の席上、「国保委員会に諮問したが、みなさんのはがきが各委員に束に



東京都予算要求交渉（1981年）

なって届き、都に問い合わせが殺到している。福祉局としては、みなさんの努力は評価し補助金は廃止する考えはない」との回答が示され、都費補助制度の見直し（廃止、削減）を阻止することができました。

(6) 社会保障改悪第2弾(1986年)―老健一部負担増、国庫補助大幅削減

政府・自民党は、臨調路線にもとづく社会保障に対する全面的な改悪を強行するために、健保改悪(1984年8月)、年金改悪(1985年4月)、地方自治体への補助金一括削減(1985年5月・国の補助金が2分の1を超える「高率補助金」は原則1割カット)が一巡したのを受けて、1986(昭和61)年からは再び老人保健法改悪を橋渡しに社会保障改悪の第2ラウンドに取りかかりました。

厚生省は、「高齢化対策企画推進本部」を立ち上げ、医療・年金・福祉を対象に人生80年時代の社会保障のあり方をめぐって「長寿社会政策大綱」を閣議決定します。

その基本方向は、「自立と連帯」「地域の相互扶助機能」を強調して、受益者負担と相互扶助による国の支出を抑え国民負担を増やす方向をいっそう強めることでした。第2次医療保険制度改革は、①老健拠出金按分率引き上げ、②5人未満法人の健保適用、③国保の再編成、④国保組合の国庫補助見直し、⑤医療保険制度の一元化、というものです。医療供給面でも医療法の改革に手をつけ、①病院・診療所と官僚統制の強化、②病床数の大幅な削減、③国立病院の統廃合、など打ち出します。

厚生省は、1990年度前半に予定している医療保険制度一元化に向けて、健保8割給付に向けた第2段階改悪の突破口と位置づける老健法(国保法改悪を含む)の改悪を、当面狙いました。

老人保健法改悪案は、①本人一部負担金の引上げ(外来1000円、入院500円)、②保険者拠出金の按分率(老人の加入率がばらばらである保険者が同じ加入率と仮定して支払う制度)の引き上げ(現行44.7%→86年・80%→87年・100%)、③老人保健施設(病院と特養老人ホームの中間施設)の創設、などです。

国保法関連は、①滞納者への保険証取り上げをなどの制裁措置、②保険基盤安定制度創設(地方自治体負担導入、補助制度再度見直し)、③地域医療適正化プログラム(病院やベッド数の縮小による医療費抑制)、④老健拠出金国庫補助削減、などです。

同法案は1986(昭和61)年2月、第104国会(1985年12月24日～86年5月22日)に提出されます。全国老地連(全国老後保障地域団体連絡会)・高退連(日本高齢・退職者団体連合)をはじめ全国老人クラブ連合会や地域の老人団体にも反対が広がり継続審議、第105臨時国会(6月2日)では、衆議院解散にともなって審議未了廃案、第107臨時国会に再提出(9月11日～12月20日)されました。

第107臨時国会は、同法案に全国老人クラブ連合会が反対に立ち上がり、労働四団体が廃案で一致して行動、健保連は拠出金引き上げに強く反対、日本医師会も一部負担金引き上げに反対、全野党も成立阻止でたたかいました。

全建総連は、参議院での終盤、労働四団体に配慮し大衆行動を中止しましたが、それまでは労働団体の中心になってよくたたかいました。東京土建は、全建総連の中心的な役割を担って、中央での集会・国会行動、地域での集会・駅頭宣伝など、最後までたたかいました。

政府・自民党は、衆参同時選挙での305議席を背景に、国会会期（会期末は11月29日）を12月20日まで延長、社会・公明・民社三党と労働四団体を減税問題・公務員給与問題とからんで審議促進に協力させ、国民の強い反対を押し切り、自民党自ら一部修正（①外来800円入院400円、②加入者按分率・1986年・80%、1987～88年・90%、1990年・100%）をほどこし、強行成立させました。

老健法改悪は、1987（昭和62）年1月（当初案は1986年11月）に施行されました。老人保健への拠出金加入者按分率は年々引き上げられ、東京土建国保は1983年・12億円、1984年・15億円、1985年・22億円、1986年・28億円、1987年・40億円、1988年・47億円、1989年・57億円と負担増になり、保険料引き上げにつながる大きな要因になりました。

4. 建設大資本とのたたかい前進——大手企業交渉の始まり

(1) 賃金闘争再構築（1982年）——住宅建設低迷、大手資本の町場進出などで

1961（昭和36）年から本格的に始まった協定賃金運動は、1970年代半ばから、高度成長の終焉とそれともなう建設需要の低下、新丁場の拡張と町場の縮小、町場の生産組織としての住宅メーカーへの下請け的統合の強化などによって、協定賃金と実際の賃金との乖離が拡大し、困難さが顕著な運動になっていました。



新協定賃金自転車パレード(1980年)

第35回大会（1982年）は、これまでの協定賃金運動を振り返り、賃金闘争を再構築するための運動の重点を示します。賃金引き上げが困難な客観的要因は、第1に住宅建設の落ち込み、第2に町場に建設・住宅資本が進出し、市場競争の激化で単価が抑えられたこと、第3に技術・工法の変化による未熟練労働者の増加、第4に労働組合の右翼的潮流（1982年12月・全民労協の発足）の台頭や公務員の人事院勧告凍結（人事院が、国家公務員の給与改善等に関して行政機関の長に対して行なう勧告）など春闘における賃上げ闘争の低迷、などをあげました。主体的要因としては、賃金引き上げを群で討議を組織できない執行部体制の弱さ、賃金運動の参加が良くして2割という現状、運動は賃金対策部まかせなど、力量不足を指摘しました。

そして「賃金運動の再構築」の重点として、第1に生活実態からの賃金闘争を基本に、徹底した内部での討議と意思統一を重視、第2に建設・住宅資本と有効にたたかうための現場ごと企業ごとに働く仲間の実態・要求調査と対策（①就労実態調査、②従業者名簿、③野丁場・建売・プレハブの従事者会議の開催と対策委員会の設置、④主要な職種会議の開催など）、第3に国や自治体に対して、労働者と下請け業者に対して法令順守（労基法、建設業法、独禁法、建設省通達など）と改善（三省協定賃金の保証）、制度化のたたかいを強める、という方向を打ち出しました。

(2) 本格的な大手企業交渉開始（1983年）— 大手28社に交渉受諾させる

1982（昭和57）年3月、全建総連首都圏組合の代表83人が、東急不動産、三井ホーム、積水ハウス、ミサワホーム、西武不動産の5社に、「賃金・労働条件の改善」を申し入れます。また、全建総連の代表が、日建連会長と全建会長にはじめて面会し、「元請責任で3省協定労務単価以上の賃金をすべての職人、現場労働者に保証すること」を要望します。



ミサワホームへの申し入れ(1982年)

9月には、はじめて第1回野丁場従事者会議を50人の参加で開き、実態報告や情報交換が行われ、要求を整理します。



第1回大手企業交渉(1983年)

1983（昭和58年）2月、こうした準備の後、全建総連と東京都連は、建設関係官庁や建設業団体と大手ゼネコン・住宅企業を網羅する28社と、日時を集中し、1,200人が参加する大規模な「企業交渉」

を開始します。要求は町場の協定賃金を新丁場、野丁場を含めた建設産業全体へ拡大しようとする性格のもので、これは一方的な申し入れで、相手が応じるかどうか当日まで不明でした。大手ゼネコンは、全建総連・東京土建は町場であるという認識で、「みなさん方の要望については承るが、本来、交渉の能力はない」「一般町場が主であるみなさんと当社はかわりがない」と、交渉に否定的な態度を取りました。

東京土建の建設産業就業者の組織率（1984年組織実態調査）は、全体で17.1%、町場39.2%、新丁場12.6%、野丁場7.4%と、東京土建の力量を無視できない到達を築いており、すべての大手建設企業が、企業外の産業別組織で直接雇用関係のない全建総連・東京都連との交渉に応じる、建設産業の労働組合運動として画期的なとりくみになりました。

この企業交渉で、ミサワ、積水、ナショナルの住宅企業3社は、大工の賃金が500円上がるように積算基準を改定し、下請け企業を指導すると文書で回答しました。これは、下請け従事者の賃金・労働条件改善の相手として全建総連・東京都連を認めたことを意味するもので、貴重で重要な成果でした。

この企業交渉は、大手建設企業を一堂に集めての集団交渉、あるいは建設産業の経営者団体との統一交渉を将来展望するうえで、その一里塚になるたたかいになりました。

(3) 賃金運動理論の発展（1985年）

— 目標賃金から建設産業全体つらぬく賃金

企業交渉直後の1983年3月6日には、「もうがまんできない！生活危機突破3・6中央決起大会」（代々木公園）を2万人（東京土建1万5千人）の参加で成功させ、仕事と賃金のたたかいの新たな段階を築きます。

1984（昭和59）年、全建総連関東地方協議会の企業交渉、全建総連初の「大手建設・

住宅資本下請従事者決起集会」の開催、1985（昭和60）年、春と秋の2回の企業交渉、1986（昭和61）年関東・東海・関西・四国・九州の5地方協議会の企業交渉へと発展していきます。

賃金運動の発展にともない運動理論もこの時期深化がみられます。1980年代に入り、協定賃金と実賃金の開きが大きくなるなかで、第37回大会（1984年）は、「協定賃金の今日的性格を一般労働者並みになる目標賃金」とし「協定賃金よりも実賃金の引き上げ」を重点にとりくまれます。しかし、翌年の第38回大会は、賃金討議の大衆化と新たな運動（300万チラシ配布など）がすすむなかで、「生活実感から見ても一般労働者と比較しても正当な額」であることの理解が深まり、「目標賃金ではなく、建設産業全体をつらぬく実現する賃金」として、あらためて協定賃金を堅持する運動に軌道修正をはかります。

さらに、組織的力量的増大（1986年1月・6万5千人〈前年比5千人増〉）を前提にした、「協定賃金の正当性を訴え、建設産業の賃金・労働条件を社会問題化」（第39回大会・1986年）する方針をかかげ、大量宣伝と請求要求運動を強化します。第40回大会（1987年）は、町場での単価競争の現実直面して、「職人・親方が組合に結集し仲間の競争をやめ、団結して運動をすすめる」ことを強調します。



「もうがまんできない！生活危機突破3・6中央決起大会」（1983年）
壇上で生活の苦しさ打開、平和守ろうと訴える東京土建主婦の会

（4）企業交渉の発展（1988年）

— 団体交渉機能身につけ協定賃金を全産業規模に

第41回大会（1988年）は、生活費原則にもとづく要求賃金をあらためて明らかにするとともに、自治体のあっせん事業における賃金協定の締結や三省協定賃金（公共工事設計労務単価）の改善・改善を要求する国会請願署名など、新たな領域での運動が重視されます。

一方、資本の分野、野丁場においては、企業交渉が元請大手ゼネコン、住宅メーカーとの団体交渉的な機能として形成し始め、着実に発展（企業側の交渉窓口の設置、現場の作業環境の改善、交渉範囲と規模の拡大（1987年・66社参加者1,493人））していきます。企業交渉の前進は、団体交渉によって労働者の労働条件を向上させていくという労働組合の団体交渉機能を東京土建が身につけていることを示すものでした。

また賃金要求も企業交渉のなかで賃金の引き上げを要求していた段階から、協定賃金を保障せよと要求する段階に移り、協定賃金をベースに労務費を計上するよう積算方式を求めます。協定賃金運動がはじまって四半世紀を過ぎて、町場の協定賃金だったものが、全建設産業規模に広がりを見せました。

とくに賃上げでなく協定賃金要求へと発展した意味は大きく、何次にもわたる下請け労働者や職人の賃金・単価を、協定賃金で同じ水準を要求するもので、重層下請構造に風穴をあける意味をもっていました。

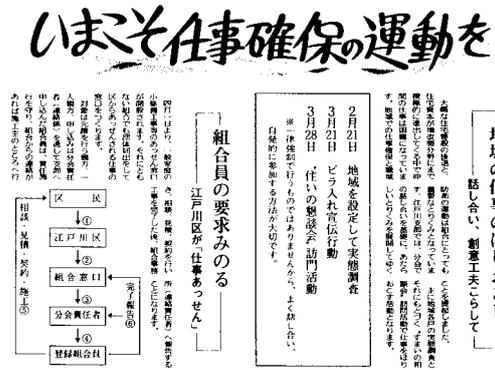
「組合の力とたたかいを背景に個別企業や建設・住宅企業の団体と組合の間に産業別労働協約などを締結できる条件とその可能性をつくる」、資本の分野における賃金運動の将来展望を指し示しました。

5. 仕事確保運動・職域防衛闘争——住宅デー運動の発展

(1) 仕事確保へ自治体交渉 (1981年)

—住宅相談窓口 (江戸川方式) 全都に拡大

1980 (昭和55) 年の住宅建設は、前年同月比で1割台から2割台の大幅な落ち込みが続き、多くの仲間は仕事の見通しが見つからない状況に追い込まれます。1981 (昭和56) 年1月、東京土建は「仕事よこせ、就労確保」の緊急対策を要求する運動にとりくみます。東京都や各自治体に対して交渉を行ない、風呂場の設置や部屋の拡張など1戸当たり400万円かけて都営住宅の改善を1千戸約束させるなどの成果を上げます。



江戸川支部は「住宅相談、修繕の窓口を地域ごとに設置すること」を対区交渉で要求します。1982 (昭和57) 年4月、江戸川区は組合の要請を受け入れて「住宅相談あっせん窓口」を開設、区報で「家を増改築・修築したい方、職人さんを紹介します」と呼びかけ、区民の相談に応じて新築、増改築、修繕の仕事を区内の建築関係の組合に発注する制度を始めます。江戸川支部は、「江戸川区あっせん工事、江戸川区民相談員の会」を作って、仕事の受け皿組織をつくり、1983 (昭和58) 年3月までの1年間に257件、請負総額4,258万円の仕事を確保しました。これは「江戸川方式」と呼ばれました。

東京土建第37回大会 (1984年) は、「地域に確固とした影響力と主導権を確立することは重要かつ緊急課題」「江戸川方式を全都的に拡大する」ことを強調しました。江戸川方式は、多くの支部で自治体交渉が持たれ、1985 (昭和60) 年には13区9市、1987 (昭和62) 年には16区14市に拡大し、全都に広がりました。

私たちは、技術・技能の交流と地域活動の発展で行政や地域住民・団体間に信頼関係を積み上げ、社会的信頼の広がりを背景に、東京土建が建設産業を代表する組織として社会的信頼を高めてきました。

同時に、各自治体からも地域 (街) 作り、住民の住宅要求に応えるパートナーとしての役割が認められ、地域における「市民権」を拡大し地域建設労働者の代表として行政の「認知」を勝ち取ってきました。

(2) 増改築市場競争激化 (1984年) —リフォームセンター構想変更させ参加

町場における増改築市場は、大手住宅企業の参入や中小建設業間での競争、それに大工・工務店を含めて激しい市場争奪戦にさらされていました。

東京土建は第36回大会 (1983年) で、それまで公共工事の随意契約のみであった仕事の受け皿組織を民間工事にも拡大するために、「東京土建〇〇支部住宅センター」の設置を各支部に提起します。

1984 (昭和59) 年、増改築市場に建設省が後押しする「リフォーム産業」(日本住宅

リフォームセンター) 設立の準備がすすめられます。東京土建は、センター設立に対し、住宅メーカーや住宅機器メーカーなどが市場独占を狙うものだととして、全建総連とともに反対し、建設省に撤回を迫ります。全建連(全国中小建築工事業団体連合会)も反対します。建設省は、全建総連、全建連の反撃のなかで、当初の構想を大きく変更し、大工・工務店を中心とする事業活動を強化し、センター運営についても大工・工務店の意向を尊重するとして、①増改築相談員を大工・工務店の講習会によって養成する、②登録も大工・工務店の講習を通じて行なう、③自治体に増改築相談所を設置して、相談員は地域の木工・工務店があたる、などの内容変更を行ないます。こうした状況を受け、全建総連は2月発足のセンターに参加を決定し、江口利作委員長を理事に推薦しました。

仕事確保・職域防衛のたたかいは、地域活動の前進を背景に1980年代後半、増改築相談員の積極的活用、分会住宅デーの強化と通年化、江戸川方式の發展と労働組合や各種団体との連携活動の強化を重視しました。

(3) 住宅デー運動—「職域防衛」から「街づくり」「地域産業確立」へ

東京土建は、1950年代後半から2級建築士や作業主任者の説明会、日雇健保擬適廃止反対の提灯デモなどを主に、資格取得や地域闘争を中心に地域活動を展開してきました。仕事確保を視野に入れた地域活動は、高度成長の破たん、住宅デー運動(1978年・昭和53)年のはじまりから本格化します。

第4回住宅デー(1981年・昭和56)年は、新宿社会福祉協議会からの老人世帯への奉仕活動を新宿支部がやりとげ、また各支部で福祉募金がとりくまれ、地域福祉と結びつきが生まれます。

1982(昭和57)年4月、江戸川方式による民間分野での仕事に対する受注体制を確立したことにより、住宅デーでの住宅相談を仕事につなげることが可能になります。同年6月中執は、住宅デー運動を従来の「住宅相談は仕事確保という立場はいっさい考えず」(1979年5月中執)という立場から「増改築の掘り起こしを中心に、積極的に職域防衛、仕事確保のとりくみ」にて位置づけを転換し、新たな質的發展を見せます。

第5回住宅デー(1982年)は、自治体の後援も取りつけ、「くもの巣商法からミツバチ商法へ」を合言葉に、組合員が住民とのむすびつきを求めて地域に出て行くことが重視されます。東京土建が5万人を突破(1982年12月)した量的な拡大と、同時に分会の質的發展(分会の時代)を背景に、分会が独自に独力で分会住宅デーを行なう力量を身に付け、会場数が飛躍的に増加します。1981年・145会場だったのが、1982(昭和57)年・285会場、1983(昭和58)年・394会場と順調に会場数を増やし、1989(平成元)年には地域に見える654会場に達します。住宅相談は前回323件から917件へと飛躍的に伸び、仕事の依頼も150件ありました。住宅相談は、第6回住宅デー(1983年)で776件とやや低下しますが、第7回住宅デー(1984年)986件、第8回住宅デー(1985年)1,049件と着実に増えていきました。



小学校体育館を借りて親子木工教室

住宅デーは1980年代、回を重ねるごとに広さと深まりを持つようになり、内容も地域に密着して多彩になり、東京土建の大切な地域活動として発展してきます。それは、支部レベルから分会単位へのとりくみ、住宅相談、奉仕活動中心から親子木工教室・各職参加のイベント（ミニ子供祭り）や小さな縁日（焼きそば、竹細工、ヨーヨー、綿あめなど）など地域密着活動の展開、住宅デーへの地域団体の協力・協同（町会・商店会・民主団体・労働組合）や後援団体（建設省・東京都・自治体・信用金庫・生協）の広がり、「住民とともにつくる住宅デー」の方針を豊かに確立し、ラジオ・スポットによる全都民向け呼びかけ（1985年）、などを行ないました。

住宅デー運動と平行して地域（土建、住宅）まつり（1987年）の開催や区市町村や各種団体の行なうイベント（区民・市民まつり）にも積極的に参加してきました。

私たちの技術・技能を通じての参加によって定着し発展させた住宅デーは、『仕事確保・職域防衛』から『地域づくり・街づくり』の運動に、さらに『地域建設産業』確立を展望するとりくみとして発展」（第43回大会・1990年）してきました。

6. 大型間接税反対闘争（1985-88年）——世論無視消費税導入強行

（1）政府税調大型間接税導入を示唆（1985年）——衆参同日選で首相導入否定

中曽根政権時に大型間接税の最大の動機になったのは、いままでの赤字国債の累積赤字でした。政府・大蔵省は、赤字財政を解決するために、大型間接税を導入することによって、巨額で安定的な税収の確保をめざしていました。

大型間接税の導入は、必ず国民の強い反発を招くことになるため政府は、直間比率の是正（所得税や法人税などの直接税と酒税・たばこ税・揮発油税などの間接税と大型消費税の導入で、直接税と間接税の税収額を同じにしようという政策）、国際化の流れ、中堅サラリーマンの重税感の解消（所得税減税）などをスローガンに掲げます。

中曽根首相は第103臨時国会（1985年10月14日～12月21日）で、翌年7月の参院選挙を意識して「春に所得税、法人税、相続税などの減税案、秋に財源案を政府税制調査会から出してもらい、1987年度から実施したい」と表明しました。1985（昭和60）年12月、政府税制調査会は、大型間接税導入を目指す方向を示唆する答申をまとめます。

首相は1986（昭和61）年、大型間接税導入とマル優廃止（全ての個人を対象に、銀行預金、郵便貯金など限度額（300万円）までの預金に対する利息は非課税とする制度）の増税計画を進めるなか、「円高対策」として第105臨時国会を6月2日召集、開会日冒頭衆議院を解散（死んだふり解散）、7月6日投票で衆参同時選挙に打って出ます。

自民党藤尾正行政調会長がテレビ討論で、「所得税の負担が重ければ、負担を購買力に転嫁するのは当たり前」と大型間接税導入に前向きの姿勢を示しました。その一方中曽根首相は、「国民が反対し、党员も反対するような大型間接税と称するものは、やる考えがない」「この顔がうそをつく顔に見えますか」と大見えを切り、衆議院で自民党は304議席獲得し圧勝しました。

自民党圧勝を受け、中曽根続投の声が高まり、自民党の党則（任期は2回4年間）を改正して、任期をもう1年延長して第3次中曽根政権が誕生しました。

(2) 自民圧勝で売上税導入決定(1986-87年)

—日本列島騒然一大国民運動

3年間国政選挙がないという選挙圧力がなくなった首相は、秋の第107臨時国会に、国鉄・分割民営化法案、老人保険改悪案を提出。また、国家機密法再提出、大型間接税導入・マル優廃止の税制改革策動など、反動政治にはずみをつけるものになりました。

中曽根首相は、「21世紀の新しい日本の礎づくりのため、行財政、税制、教育などの改革を断行」する決意を表明して、総裁続投期間の最大の内政課題として新型間接税導入をめざし突進していきます。選挙直後の7月18日、政府税制調査会は大型間接税導入を答申、着々と大型間接税導入への雰囲気づくりに乗り出しました。12月には自民党税制調査会が、党内の反対を抑え込み、大型間接税(売上税)導入、マル優廃止の税制改革大綱を決定、翌年2月第108国会(1986年12月29日~87年5月27日)に売上税法案を提出します。国民のたたかいを反映して、年間売上1億円以下を免税業者に、43項目(食料品、住宅、旅客運送、身体障害者用物品、新聞等)の非課税取引設定、中小法人の軽減税率引き下げなどの修正をほどこしましたが、税制改革大綱の本質は継承しました。

一般消費税導入阻止の中心的な役割をはたし全建総連も加わる「大型間接税導入に反対する中央連絡会」は、自民党の各省庁や機構、マスコミを使つての業者団体・政党・労組への分断工作の影響を受けて、中央での行動提起ができない不正常な事態が続いていました。しかし、政権与党の代表である首相が、そして公党が、選挙公約を平然と破つたことへの怒りが、全国にわき起こります。

反対運動は、共産党を除く4野党(社会、公明、民社、社民連)と全労協を含む労働5団体が「売上税等粉碎闘争協議会」(粉碎協)を設置。共産党は自民党と4野党の国会運営を「密室政治」と批判して、岩尾裕純中央大学教授ら著名人16氏が呼び掛けて結成された「大型間接税・マル優廃止反対各界連絡会」(各界連)と共同して院外でのたたかいを展開。伝統的に保守の固い支持基盤である日本百貨店協会・日本チェーンストア協会などの流通団体が「税制国民会議」を結成するなど、「日本列島騒然」といわれる売上税反対の一大国民的運動へとたたかいは高まり発展していきました。

(3) 売上税廃案(1987年)—与野党協議機関設置、大型間接税導入火種残す

1987(昭和62)年2月に入って反対運動は、中央連絡会、売上税・マル優廃止反対各界連が連日の国会要請行動、労働団体の2・1売上税反対集会(日比谷野音・8千人)、2・29決起集会、3・1売上税粉碎集会(明治公園・7万人、全建総連759人)、全国中小業者団体連絡会(全中連)の2・6決起集会、全国消費者団体連絡会(全国消団連・主婦連合会など中央21団体、地方23団体の消費者の連合団体)の1万人集会、3・8各界連・東京春闘懇共催の国民大集会(代々木公園・16万人)、民社党・同盟共催の3万6千人集会、3・25全建総連総決起大会(日比谷野外音楽堂5,490人・東京土建2,434人)、都道府県共闘・地域共同の多彩な活動等、大衆行動は1979年の一般消費税反対闘争を超えて大きく発展しました。

国民のたたかいは高揚し、中曽根内閣の支持率は24%(87年3月NHK政治意識月例調査)に急落、売上税反対の意見書を採択した自治体は1,487自治体にのぼり、3月参議院岩手補選、4月統一地方選挙で自民党は大敗、第108通常国会で売上税法案は廃案に追い込みました。

売上税反対闘争は、中曽根内閣退陣、売上税完全阻止の可能性を生みました。しかしそうならなかったのは、原健三郎衆議院議長の事態の打開のために出された「あっせん案」（「売上税関連法案の廃案」と、「直間比率の見直し等、早期に実現できるように各党協調し最大限努力をばらう」）を、自民、社会、公明、民社の国対委員長会談で、四党が受け入れ、大型間接税導入の火種を残したからです。



売上税粉碎国民大集会(1987年)

東京土建は、雪の積もるなか最大規模の集会として成功した3・8大集会に6,500人が参加したのをはじめ5回の決起集会、3次の国会請願署名15万筆、政府税調と自民党税調へのハガキ要請、地方議会請願（1区1市を除く54議会が反対決議）、22区24市5町（79年・16区12市）に地域共闘組織結成、5月都内58駅1,700人での一斉駅頭宣伝など、各支部が中央と地域のたたかひの先頭に立ちました。この間作成された宣伝物は、チラシ6回364万枚、リーフレット9回97万部、ステッカー28万セット、のぼり2千本、宣伝カー用テープ250本になりました。

このたたかひは、「私たちの要求を支持する勢力が国会で少数でも、国会外のたたかひが発展すれば要求が実現する」（第40回大会・1987年）とした大会決定の正しさを証明しました。

(4) 消費税導入画策（1987-88年）—「税制協議会」足場に反対運動を分断

売上税法案を廃案とする一方で、共産党を排除した各党協議機関が設置され、5月には、自民、社会、公明、民社の4党による「税制協議機関」が設置されます。そして、7月31日マル優制度廃止（少額預金の利息に20%課税、大口預金者の利息は税率引き下げ）と所得税・住民税減税（配偶者特別控除新設、最高税率70%を60%に引き下げ）を抱き合わせにした法案が第109臨時国会（1987年7月6日～9月19日）に提出されました。法案は、共産党を除く与野党協議（非公開）で審議を進め、ニセ減税（基礎・扶養控除など課税最低限は据え置き）宣伝を先行させ、巧妙な分断作戦で全民協幹部（総評は反対）や社公民三党幹部の「マル優廃止やむなし」発言等が影響して、反対運動の発展が不十分なものになりました。さらに臨時国会では、マル優廃止反対を掲げる社公民三党が2回の会期延長（65日間と11日間）に賛成したのち、国会最終日の9月19日に自民党と税金党の賛成でマル優廃止法案が、成立しました。

1987（昭和62）年11月、中曽根首相の自民党総裁任期満了にともなう後継者指名（中曽根裁定）により竹下登政権が誕生。竹下首相は、大型間接税の導入の姿勢は示しながら、すぐには法案を出さず、業界団体のヒアリングや非課税措置優遇などの条件闘争の一部を受け入れ、売上税反対の運動をすすめた百貨店協会など業界団体（売上税反対運動の急先鋒だった日本チェーンストア協会会長の清水信次氏の会長辞任と穏健派の高丘英昭西友会長の就任）を切りくずし、野党を税制改革協議の土俵に引きずり込む戦術を取り、売上税以来の反対運動の押さえこみをはかりました。

政府・自民党の分断工作や労働組合運動の右傾化の影響を受け全国的な反対運動が提

起されないなかで東京土建は、各界連や東京春闘共闘と共同して、大型間接税反対の2・13中央決起集会（日比谷野音・3,500人）、4・17国民大集会（代々木公園・12万人・東京土建3,200人）を成功させるなど全国のたたかいをはげまし、政府自民党に大きな影響を与えました。

（5）消費税導入へ国会大幅延長（1988年）—野党共闘崩れ、社公民審議協力

1988（昭和63）年7月19日、消費税導入を最大の目的とする第113臨時国会（1988年7月19日～12月28日）が、自・公・民三党の合意で召集されました。6月18日に発覚したリクルート事件（リクルートコスモス社の未上場の未公開株が政治家や官僚らに譲渡され、その収賄が賄賂として認定された戦後最大の贈収賄事件）はこの時期に広がりを見せ、7月には中曽根前首相、竹下首相、宮沢喜一副総理・大蔵大臣、安倍晋太郎自民党幹事長、渡辺美智雄自民党政調会長ら自民党派閥袖クラス、民社党、公明党、社会党の代議士ら政治家90人、高級官僚に未公開株が譲渡されていたことが明らかになります。11月には、国会での証人喚問が行なわれ、12月2日には宮澤喜一大蔵大臣が辞任に追い込まれました。竹下首相もリクルート株の譲渡を受けていたことが発覚し、リクルート疑惑や汚職に関係した議員を多く抱える政府与党や一部野党には、政治的にも道義的にも「税制改革」を語る資格も、消費税を提案する資格もないことが明らかになり、国民の怒りは高まり、「列島騒然」のたたかいに発展させる条件は成熟してきました。

臨時国会は、2度にわたって会期延長を強行する暴挙によって、臨時国会史上類を見ない159日間の長丁場のたたかいになりました。国会会期延長に対して、社会、公明、民社三党は、党内にリクルート疑惑や汚職に関係した議員を抱え、解散・総選挙をちらつかせる自民党の国会対策によって、社会党と公明・民社党のあつれきが深まりました。社会党は最終盤、野党共闘が完全に崩れ「自・公・民」主導の国会運営で、消費税反対を主張しながら会期延長の本会議に出席するなど、審議に協力しました。

こうした一連のたたかいの発展は、全建総連の毎週金曜日、大型間接税反対東京連絡会は毎週火曜日の国会行動、全建総連8・30建設職人の母ちゃん総決起集会（日比谷野音・8,477人・東京土建3,049人）、9・18国民大集会（代々木公園・17万人・東京土建5,880人）、11・24全建総連「国会再延長反対、消費税粉碎中央決起集会」（日比谷野音・4,453人）をはじめとする数々の中央集会の成功に結びつき、東京土建は重要な役割を果たしてきました。

（6）消費税強行成立（1988年12月）—国会最終盤に6団体共闘実現

国会最終盤の12月21日、大型間接税反対のための中央連絡会、大型間接税・マル優廃止反対各界連絡会、税制国民会議、全国消費者団体連絡会など、広範な6団体がはじめて主催する、「リクルート疑惑徹底追及、消費税に反対する12・21国民中央大集会」（日比谷野音・1万2千人）を成功させ、国民的規模の共闘基盤を確立しました。

消費税は12月24日、80%の国民が反対する世論を背景に社会党、共産党の議員が25時間の「牛歩戦術」で徹底抗戦しましたが、消費税関連6法案は参院本会議で可決・成立させられました。

東京土建は、「国民の生活と営業を守り、大軍拡政策を財政面からおさえて日本の平和と民主主義を守るたたかい」と位置づけ、本・支部に闘争委員会を設置し、中央・地

域で総力をあげてたたかってきました。

東京土建の特性を生かして地域での協同のたたかいを重視し、①宣伝カーの運行、自転車パレード、大量の宣伝チラシの配布（本部3種336万枚、地域共闘31地域334種239.6万枚）、②駅頭宣伝や20万署名活動（26万1,539筆、主婦の会2万5,090筆—東京土建史上最大）、③地域共闘を軸にした大・中・小の決起集会、提灯デモ、（176共闘組織、38地域85会場6万6,000人）、④国会請願行動（毎週水・東京連絡会、金・全建総連・54次6,200人）、⑤数度にわたる中央決起集会（東京土建のべ2万3,074人）など、大奮闘し国民的高揚に中心的役割をはたしてきました。

（7）消費税廃止を求めて（1989年）—参院で与野党逆転、廃止法案可決

東京土建は、消費税強行採決後も、「施主から消費税分がもらえない」「転化できずに身銭を切る」という建設業者・職人の怒りを背景に、消費税廃止のたたかいを開始しました。

消費税実施（1989年4月1日）後、竹下内閣は国民世論から見放され総辞職しました。その直後の参院選では、消費税問題を最大の争点として浮上させるために東京土建は大量宣伝行動（全都総行動実行委員会で80万枚・東京土建34万7千枚のチラシ配布）、消費税廃止署名、全都・全地域で決起集会（提灯デモ）を幅広い共闘で成功（53地域1万4,500人）させ、自民党を大敗に追い込み、与野党逆転を実現しました。

参院選後、第116臨時国会（1989年9月28日－12月16日）の参議院での消費税廃止法案の可決（衆院で自民党の妨害で審議未了廃案）は、大きな意義を待つ政治的事件になりました。

7. 労働戦線統一 — 「連合」と「全労連」の2大センターに

（1）国鉄の分割・民営化攻撃（1985年）—国労・官公労・総評の影響力低下

中曽根政権の1985（昭和60）年から始まった国鉄の分割・民営化議論は、1982年初頭から始まっていたマスコミの国鉄と国鉄労働者批判キャンペーン（ヤミ手当、カラ超勤、ブラ日勤、時間内入浴など一部の規律の乱れや現場協約批判）と軌を一にし、総評運動の中心組合で、国鉄最大労組の国鉄労働組合（国労）に総攻撃をかけ、民営化への世論誘導を行ってきました。これに対し国労をはじめ官公労組は激しく反発し「対策本部」を設置しましたが、国民世論に訴える効果的な反撃を組織できず孤立を深めていきます。

一方、国鉄当局と鉄労・動労・全施労の3組合は1986（昭和61）年1月、分割民営化への協力を求める労使共同宣言（①ストを含む組合活動の自粛、②リボン・ワッペンの不着用、③合理化協力、④余剰人員削減対策の目標達成など）を結びました。1986年11月国鉄分割民営化法が成立し政府と国鉄当局は、国労に集中して分裂攻撃をしかけ、第2組合（鉄産総連）を結成させJRへの採用を条件に、20万人以上の大量の組合員を脱退させる切り崩しを行ないました。

中曽根首相は、のちに「国労が崩壊すれば、総評も崩壊するということを明確に意識してやった」と語りました。労組の組織率は、1983年に30%を割り込み、以後低下を続けてきました。国労の弱体化は、官公労組と総評の影響力の低下、労働運動全体の地盤沈下をもたらし、春闘での賃上げ率の低下、労働争議の激減する要因になりました。

(2) 連合、全労連結成（1989年11月）— 総評の影響力低下で労線統一加速

総評の影響力低下の一方で、労線統一の動きが加速し、全日本民間労働協議会（1982年12月・41単産431万人で結成、労働組合主義、国際自由労連加盟、左派の統一労組懇排除を打ち出す）が、着実に参加組織を拡大して連合体への移行準備を進め、1987（昭和62）年民間労組の全国的中央組織である全日本民間労働組合総連合（連合）を結成しました。

民間労組の統一を果たした連合は1988（昭和63）年、「1980年代の全労働界の統一」に向けて、官公労の多数を擁する総評と協議に入り、1989年11月21日78単産798万の日本労働組合史上最大の労働組合組織である日本労働組合総連合会（連合）を結成しました。

同日、建交労や国公労連、日本医労連などの統一労組懇系（民間大企業中心の右翼的労働線統一に反対し、「階級的ナショナルセンター確立」をめざして活動した労組の懇談会）や総評加盟単産のうち新組織を結成した全教、自治労連など22産別・47都道府県約120万人で、産別と地域で構成する全国労働組合総連合（全労連）が結成されました。

(3) 東京地評再生（1989年）— 東京土建はまともな労働戦線確立めざす

東京土建は、一貫して労働戦線の右翼的再編に反対し、まともな労働運動の多数派をめざして、一致する要求にもとづく共同のたたかいを發展させるために奮闘してきました。その立場から、反「連合」総結集という大会決定にもとづいて、都職労や東京国公などと積極的に協議するとともに、「東京ローカルセンターをめざす準備会」の呼びかけ組合として、積極的なとりくみを行なってきました。

東京土建は、ローカルセンター結成に向けたプロセスが明らかになるにつれ、支部段階で様々な意見や懸念が出され、「本・支部とも慎重議論をすすめる。全体のコンセンサスが合意された時点で東京土建としての方針を確定する」ことにしました。

一方、首都におけるたたかう歴史と伝統をもつ東京地評は、「連合」派の地評解体（解散）策動によって1988年9月の第40回大会以降、地評運動と財政が凍結され、事実上機能停止の異常事態が続いていました。

東京土建は、地評解散反対で一致する36単産とともに地評正常化の努力を強め、「連合」派組合の地評解体策動を断念させるところまで追い込みました。この結果1989（平成元）年12月18日、第41回臨時大会で、両者が合意した地評財産処分案と「連合」派役員と書記の辞任が決定。当日午後第42回大会で、東京地評の再開と新役員体制を決定し、本格的再建への第一歩を踏み出すことになりました。

東京土建は、「連合」派脱退による「地評再生」という方向で決着をみたことを積極的に評価し、翌年3月に結成を予定されていた東京地方労働組合総連合（東京労連）の参加を見送り、東京の統一を大きく促進する立場で、地評の再建に向けてその役割を果たしていくことになりました。



矢部委員長。連合が脱退した東京地評の機能と結集を守り、首都における闘う労働運動を存続させた。その後、地評議長に就任する。

8. 組織的大衆的拡大運動と「分会の時代」——10万の東京土建を展望

(1) 1980年代の拡大運動

—日本一の土建国保と「組織的大衆的拡大」で大飛躍

東京土建は1980（昭和55）年を、1970年代末から1980年代初頭にかけて土建国保の優位性を確立し、「嵐にゆるがぬ組織づくり」を基本的になしとげ、支部の指導性の強化、分会執行委員会と群会議の確立の前進など、組織力量を大きく高めて、3万5千人の組織で迎えました。

1980年代の拡大運動は、土建国保の優位性確立による組織的拡大が先進支部を中心にとりくまれていたのが多くの支部に広がり、大飛躍の出発点（1980年34,502人→1990年88,713人・年平均5,421人の増勢）となります。

拡大運動は、「組織的大衆的拡大運動」と位置づけられ、分会に拡大行動センターを設置して全組合員訪問が提起され、対象者の紹介運動、拡大行動班、3日連続統一行動（1983年～89年）などの組織的なとりくみと、新たな大量宣伝（ラジオコマーシャル、ダイレクトメール、新聞折り込み）が結合し、全支部に広がり発展しました。

(2) 5万人突破（1982年）—影響力拡大、新たな領域の拡大、「分会の時代」に

1980年の拡大運動で4万人、1981年、1982年の拡大運動で5万人の峰を突破します。1982年からは、本部大会直後（5月後半）から月末まで「春の拡大旬間」がはじまりました。この時期に、野丁場・新丁場の「新たな領域」（加入率は全体の1割強）での拡大が開始され、前進が明らかになります。東京土建が5万人を突破したことは、運動の実績と業務内容の優位性を明確に示したことであり、①産業別全国闘争を推進する条件をいっそう拡大するとともに、②地域での役割をますます大きいものにし、③強大な東京土建の展望をきりひらくものになりました。東京土建は、健保改悪反対闘争の中心勢力に成長、土建国保の10割給付を守りぬく主体的力量を飛躍的に高めるとともに、建設大資本とのたたかいを前進させ、「頼りになる組合」としての求心力を高めるものになりました。

1983（昭和58）年、第36回大会は、「組織活動の重点が量的拡大とその社会的活動の広がりの中で、『分会の時代』に入りました」と述べ、「分会は単なる群の集合体ではなく、独自の執行機関を持った、その地域において東京土建を代表する運動の単位」として位置づけられます。分会の機能を内部的機能から、地域を基礎にする運動に責任を持つ対外的機能と社会的役割を高めることが必要とされ、総合的機能を発揮して地域活動を推進することを明確にしました。

そして分会の指導機関確立と機能強化のために、分会書記長を新設して分会四役体制を確立、分会四役会議と分会執行委員会の二段階の指導部体制、分会四役会議の定例化、分会独自活動の推進が追求されました。

(3) 「建設業冬の時代」に2万人増勢（1983-86年）

—結成40周年7万人達成

1983（昭和58）年は、「建設業冬の時代」といわれる仕事不足と生活の深刻化、医療

制度改悪攻撃による「土建国保の危機（10割給付存亡の危機）」など、情勢からくる困難性が仲間の不安を大きくします。厳しい情勢のなかで、「頼りになる組合」の東京土建の姿を前面に打ち出し、実増率は10%を割り込み（7.4%・3,856人、拡大率も6年ぶり20%を切る19.13%）ましたが、5万6千人に迫る到達を築きあげました。

1984（昭和59）年は、「嵐の中を突きすすむ組織建設」が強調され、町場での組織率が高くなり対象者が少なくなるというなかで、「新たな分野」として野丁場、新丁場での拡大が意識的に追求されます。「分会活動強化期間」（6～7月）を設定し、分会活動経験交流集會を一泊で開催、健保闘争や住宅デーなど地域活動の盛り上がり、役員教育と分会四役体制の確立、群会議の定例化など、組織的に大きな前進を示すなかでのとりくみになりました。結果は、資本のもとで働く仲間の加入が増え、階層では職人層の比重が増大、年齢の面では10歳代、20歳代の加入が全体の17%を占めるなど新たな特徴がみられ、6万人を超える（60,608人）強大な組織に成長しました。

また、埼玉土建（25,712人）、千葉土建（7,395人）、神奈川土建（5,656人）もそれぞれが奮闘して首都圏において、旧東京土建は約10万人になりました。

1985（昭和60）年は、1985年、1986年に毎年5千人増を成し遂げ、1987年1月の組合結成40周年までに7万人の東京土建を実現する年次計画を作成しました。1985年末には、6万5千人に到達し、組織率は町場で過半数に迫る45%になりました。さらに組織率は、野丁場で8.8%、新丁場で15%に到達する着実な前進を示し、これらの分野でも多数派を形成する確かな地歩が築かれつつあることを示しました。

1986（昭和61）年の拡大月間は、新加入者のうち野丁場、新丁場で働く仲間が47.2%（1985年は41.1%）を占め、住宅資本従事者の比率を高めました。年間拡大は、安定した7万の峰をめざして、秋の拡大月間後も引き続き奮闘し5,181人の実増を勝ち取り、1987（昭和62）年1月組合結成40周年を7万555人で迎えることができました。



7万人突破・組合結成40周年記念式典（1987年）
壇上は矢部正委員長

（4）7万人突破（1987年）— 建設産業と地域に大きな影響与える陣地構築

東京土建は、5万から7万の達成を、1982年の秋の拡大月間を含めて5年間で実現しました。第40回大会（1987年）年は、東京土建が7万人を突破した意義と拡大運動の教訓を明らかにしました。

東京土建が7万人を実現した意義は、①急速に変化する建設産業のなかで、建設労働者・親方の利益を守り、建設産業の民主的改革をすすめる主体的陣地をさらに強めたもの、②軍拡臨調路線と対決し、労働戦線の右翼再編に反対する首都のたたかいを推しすすめる重要な一翼を担う東京土建の地域における力量を確固として強めるもの、と強調しました。

さらに、この間の秋の拡大月間での教訓を次の4点に整理しました。

第1に、大きくなった東京土建が地域（組合員比率=1984年・75世帯に1世帯、1986年・65世帯に1世帯）と建設産業のなかでの地位と役割を高め、その影響力が組合員の目に見え、

確信になり月間成功の原動力になったこと、第2に、分会四役体制の確立（4役会議定例化＝1984年・16%、1986年・64%）が、分会センターの機能と水準を向上させ、拡大運動を主体的に推進できる体制を構築したこと、第3に、群確立三基準（1985年・第38回大会＝①「群会議の話題」を読み上げて説明、②組合費・保険料の納入、③出席者の一人一言発言）を決定し、群の確立と活性化（群会議開催率＝1984年・47%、1986年・30%、出席率＝1984年・21%、1986年・30%）でいきいきとした組合活動をつくりあげ、統一行動参加者が飛躍的に増えたこと（3日連続統一行動参加者＝1982・83・84年2万人前後、1985年・3万人強、1986年・4.2万人）、第4に、拡大運動それ自体の経験と教訓が蓄積され、それを普及、教育、実践してきたことをあげました。

(5) 「10万の東京土建建設」へ（1987-89年）— 5年計画策定し着実に前進

東京土建は第40回大会で、7万に突破した教訓を明らかにするとともに、到達した力を跳躍台に、首都建設産業における“多数派形成”めざし、毎年5千人以上の年間実増を勝ち取り、ほぼ5年間で“10万人の東京土建を”に到達させる「強大な東京土建建設」の事業を前進させる中期展望を決定しました。

1987（昭和62）年は、年間拡大で過去最大の12,941人（18.3%）をあげ6千人の実増で7万6,546人に到達させました。1988（昭和63）年は、秋の拡大月間が消費税闘争と同時進行という“新しい経験”で困難が予想されましたが5,346人の成果をあげ、年間拡大1万3,209人（17.3%）実増5,306人で8万1,852人に到達。1989（昭和64年・平成元年）年は、10万の東京土建をめざした3年目の年で「9万に到達」を目標にかかげ、年間1万4,843人（18.1%）実増6,861人で88,713人に到達し、あと2年で10万人に到達できる可能性を切り開くなかで1990年を迎えました。

9. 東京土建綱領の確定—労働戦線統一3原則確立

東京土建は、東京土建綱領の策定に向けて1981（昭和56）年組織綱領委員会案、1982（昭和57）年第35回大会提案を経て、第36回大会（1983年）で綱領を策定しました。

綱領は、1980年代に入って急速に進んだ右よりの労働戦線統一の動きに原則的に対応するうえで重要な指針となりました。

綱領は、「われわれは思想信条の違いをこえ、広範な国民諸階層の力を結集した革新統一戦線の形成と発展に努め、労働戦線統一には次の諸原則を確立してたたかう」として、次の3点をあげました。

- ①労働者の要求の一致にもとづく行動の統一を、全国的にも、産業別あるいは地域的にもすすめること。
- ②「資本・国家権力からの独立」の原則を、労働組合の組織と運営、活動全体につらぬくこと。
- ③「政党からの独立」、すなわち、特定政党支持の立場をとらず、組合員の政党支持の自由を保障するとともに、要求や政策の一致する諸政党とその実現のためにともにたたかう。

※綱領は結成60年事業の一環で現在の綱領に改定しました。付録に載せてあります。